

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)中間改定(原案) 主な意見と対応

番号	所属等	該当箇所	意見等	対応
1	東近江市	本県の現状と課題 P9	高時川の濁水や伊吹山の土砂流出について、森林整備で対応可能という誤解を生まないか。	「災害リスクの軽減につながる」と表現しており、リスクが無くなるとまでは表現していないため、原案のとおりとします。
2	東近江市	P10	過疎化…所有者や境界の不明確化が進むことが危惧されています。 →不明確化が進行しています。	御意見を踏まえ修正しました。
3	第149回森林審議会	P11	地籍調査の進捗率がかなり低いが、どのように今後取り組むのか。	森林部局としては、机上での明確化等、簡易な手法により、まずは森林の境界を明確化することを進めます。このことがわかるよう、記述を変更しました。
4	用地事業支援課	P11	【修正案】 とりわけ、本県における地籍調査の進捗率は全国平均を大きく下回っていることから、地籍調査の進展を待つのではなく、精度は落ちるもので森林境界の早期明確化を進めていくことにより、これ以上所有者不明森林を発生させない仕組みづくりがより重要となっています。 ①本県の地籍調査全体の進捗率が低位なのはデータもあり事実であるが、山林での地籍調査の進捗率を全国平均と比較している調査結果を見た記憶はない。根拠が無ければ「山林での」は削除されはどうか。 ②地籍調査よりも精度が落ちる簡易手法の方がより重要と読めるが防災対策等を考慮すると違和感を感じる。 ここではこれ以上所有者不明森林を発生させない仕組みづくりが重要というのが主旨と思うので、「簡易手法での森林境界の明確化」と「所有者不明森林を発生させない仕組みづくり」は並列にせず、簡易手法での森林境界の明確化は、所有者不明森林を発生させない仕組みづくりを早期に実現するための手法と位置づけてはどうか。	1点目 本県の民有林での地籍調査進捗率を、当課において公開地理データからGISにより計測した結果、実施済2.4千haであったため、「山林の」は原案のとおりとします。 2点目 御意見を踏まえ修正しました。(仕組みづくりは明確化以外にも手法があるため、「等」を追記しました。)
5	税政課	P15 P20	①「森林の公的管理を進める新たな枠組み」と「奥地水源林において公的管理を進める新たな取組」は同じものか。 ②森林の所有者(私有林、県有林、市町有林、財産区有林等)によって、県や市町の関わり方は異なると思ってるが、それが「公的管理」の一言でまとめられているため、わかりにくくなっているのではないか。	1点目 同じもののため、後者を修正 2点目 今後の森林管理の大きな方向性についてまとめたものであり、施策の実施にあたっては、御意見のとおり所有形態による差異について配慮しながら進めています。
6	東近江市	方針1 森林づくり P33,34	広葉樹侵入、広葉樹の侵入・混交 → 侵入→導入	自然侵入を想定しているため、原案のとおりとします。
7	東近江市	方針1 森林づくり P36	市域において、循環林として位置付けができる広大な人工林が存在しているが、その状況は千差万別である。人工林から環境林への移行について、目指すべき姿は「針広混交林」で施業内容は「強度間伐」のみという整理は見直すべきではないかと考える。 土地や地形、林況によっては、冠雪や風倒被害を受けつつも森林としての機能を安定的に維持できるのであれば、そのまま放置しても問題がない人工林が多く存在するはずである。同様に、針葉樹林であっても安定した森林が存在するはずであることから、針広混交林でなければ森林を安定して維持できないとする表現や、「強度間伐」だけで針広混交樹林化が可能であるとする表現は、一般的の森林所有者に誤解を招く恐れがある。 ・目指すべき姿 自然の影響を受けながらも長期的には安定した森林として維持できる状態 ・施業内容 それぞれの人工林の林況や立地条件に応じた林地保全作業	目指すべき姿の中には、針広混交林だけではなく「自然の遷移に委ね低成本で維持・管理」もあり、そのまま放置しても問題ない人工林は、これに含まれます。 誤解を生じないよう、施業内容欄に(自然の遷移に委ねる)を記載しました。

番号	所属等	該当箇所	意見等	対応
8	大津市	P37	図の中で、人工林の針広混交林化について、「(公的管理)」と追記されておられますか、針広混交林化を目指す森林整備は公的管理だけで行うものではないと思うので、限定された記載となることに違和感があります。なお、森林経営管理制度等を活用して本市が実施する森林整備についても、針広混交林化を目指すと言い切れるのか、整理が必要などころになっております(間伐後の倒木の危険性から、放置林を強度間伐することは難しく、また、一般的な間伐を地区ごとに1回(1巡)するだけでは、針広混交林化が進むと考えにくいため)。	環境林にゾーニングされる森林に対するアクションの1つの手法として公的管理を記載しており、針広混交林化を公的管理によって行うことを示したものではありません。誤解を生じないよう、記載位置を修正しました。
9	税政課	施策1 森林づくり P49 P50	「造林公社営林地、市町有林、財産区有林および一部事務組合有林等について、適切な森林整備が行われるよう支援」とあるが、市町有林、財産区有林等も公的管理の対象であるならば、その支援のあり方については、本来、「県と市町が連携して境界の明確化や森林の経営管理の集積、公的管理を進める新たな枠組み」の中で検討されるべきではないか。	公的管理を進める新たな枠組みは、現状では私有林である森林についてどのように県、市町が関与していくかを検討するもので、市町有林等、現状でも公的管理森林である森林の取り扱いは別に考えていくこととしています。
10	大津市	P49	ここでいう市町有林等への支援は具体的にどういったことを想定しておられるのでしょうか。	現段階では補助造林事業の上乗せ補助や普及員による専門的助言を念頭に記載していますが、将来的には県と市町の連携による森林管理の枠組みを検討する中で、必要があれば追加的な支援についても協議していくと考えています。
11	山林種苗協同組合	P50,51	・県産苗木を使うインセンティブを付けられないか。 ・山林火災後の造林マニュアル作りをしておくとよいかもしれない。	県産苗木についての記述を追加しました。 林野火災について再植林等の復旧の取り組みを推進する旨を風倒木の記述に追加しました。
12	県政経営会議	施策2 地域づくり P53	疏水感謝金も念頭に、上下流連携について書きぶりを強化したほうがよいのではないか。	上下流連携について記述を追加しました。
13	第149回 森林審議会	基本施策3産業づくり P56	林業従事者の平均給与の向上には、機械化等もあるが、滋賀県の地形では難しいところが多く、労務単価の見直し等も考えてほしい。	最大限活用できる機械システムの検討を3年かけて行う予定で、検証しながら進めていきたい。
14	第149回 森林審議会	P56	林業に就くのが何歳くらいで、どこで目標の給与になるのか、ステップアップしていくような数字にしないと分かりにくい。	まずは全産業平均を目指すことを考えており、これからかみ砕いていきたい。
15	高島市	基本施策3産業づくり P58	「(R3)2,226人→(R12)200,000人」との指標があり、大幅に人数が増えているが、しがモックができたことや関連イベント開催数を増やしたことで増えたのか、根拠を知りたい。また、今後、市町等がサテライト施設として整備する木育拠点施設の支援等について、施策等に反映していただきたい。	・しがモックの開設による増を反映させたものです。 ・重点プロジェクト5「木育活動促進プロジェクト」において、市町等と協力して木育の場の確保を図ることを記載しています。
16	第149回 森林審議会	基本施策4人づくり P60	・オーストリア林業について、日本と考え方が違うので、よく考えて取り入れてほしい。 ・先進地はオーストリアに限らないのでは。	・滋賀県にとって効果のあるものに絞って見習っていきたいと考えています。 ・交流覚書が締結されたことを契機としているため、オーストリアを記述していますが、その他の先進地から学ぶことも重要と考えています。 ⇒ご指摘を踏まえ、記述を変更しました。
17	第149回 森林審議会	P60	計画の視点として、女性雇用のためにも機械化やIT化を進めることを入れてほしい。	ご指摘を踏まえ、記述を追加しました。

番号	所属等	該当箇所	意見等	対応
18	女性活躍推進課	P60	<p>●本年度、当課で策定を予定している(仮称)パートナーしが プラン2030と同様の記載に以下のとおり修正。 機械化やICT化による労働強度の軽減も含め、女性をはじめとする多様な人材が働きやすい職場環境づくりを指導助言します → [に向けて取組を進めます]。 また、森林組合理事など経営層への女性参画の登用について指導助言します → [に向けて取組を進めます]。</p>	御意見を踏まえ修正しました。
19	高校教育課	P61 (P67)	<p>滋賀県立高等学校では、伊香高校の他に、甲南高校で「森林科学」(学習指導要領で示された科目、選択)を履修し、森林について学ぶことができます。 項目や文章の追加・修正を求めるものではありませんが、今後の連携を考えられるうえで、ご参考にしていただければと思います。</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。
20	高島市	災害に強い森林づくりプロジェクトP63	<p>P22・11行表中では「下層植生衰退度3以上の森林の割合(%)」がE評価となっており、P8・2行に記載のある発生源対策として、スギ人工林の伐採・植え替えの加速化や、P9・7~8行に記載のある「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを回すには、二ホンジカの生息密度が高い区域において、県が実施する衰退度調査やモニタリング調査と並行して、国有林で実績のあるICT等を活用した捕獲技術など、市町や森林組合が森林管理署と連携して実施する実証実験も有効と考えられるので、施策等に反映していただきたい。</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。
21	農村振興課	やまの健康推進プロジェクトP.65	<p>・当課は「やまの健康」推進プロジェクトチームにも所属し、農山村地域における活性化等の取組を推進しているところです。同プロジェクトの目標値として「地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数(累計)」を掲げていますが、当課の実施している各種支援事業にかかる団体も含まれた数値にされているのでしょうか?</p>	森林・林業に関連のある取組を行う団体を計上しています。
22	高島市	林業人材育成プロジェクトP67	<p>P16・4~5行に記載のあるとおり「※ 本県における林業従事者は長期に渡り減少してきましたが、近年は一定しており若年の従事者も増加しつつあります。」とのことから、「滋賀もりづくりアカデミー」の開設が有効であると考えています。 一方、P26・18行表中「自伐型林業育成研修会の開催数(回)」はC評価となっており、P27・5~6行に「自伐型林業を推進することは、森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、林業グループの活動支援等を行っていく必要があります。」と記載がある。特に、滋賀県の北部地域は林業従事者の高齢化が著しい地域であることから、移住・定住施策の推進と合わせて、自伐型林業を学ぶ移住者も増えており、滋賀県の北部地域に「滋賀もりづくりアカデミー」サテライトの開設について、施策等に反映していただきたい。</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。
23	県政経営会議	推進体制 P71	森林環境譲与税について記載があるが、琵琶湖森林づくり県民税の記載はないのか	県民税の仕組み、税制審議会について記述を追加しました。

計画改定の趣旨

- 計画開始から5年を目指すこととされていることから、前回（R5.11）改定後に新たに生じた課題に対応するための改定を行う。
- 後期5年間において重点的に進める「重点プロジェクト」を策定する。

前回改定後の動き

全国の動き

- R5.7 GX推進戦略策定
- R5.10 花粉症対策初期集中対応パッケージの策定
- R6.12 「世界湖沼の日」採択
- R7.2 岩手県大船渡市等で大規模な林野火災発生

本県の動き

- R6.3 生物多様性しが戦略2024策定
- R6.6 森林組合合併
- R6.7 伊吹山土砂災害
- R6.9～ 分収造林あり方検討
- R7.3 航空レーザ資源解析全県完了、森林クラウド構築
- R8.3(予定) 滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）策定

計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画

県産材利用促進条例第10条に基づく計画

滋賀県基本構想や第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合

2 計画期間 令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）（10年間）

目指す森林づくりの方向

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

3 基本方針に基づく施策の考え方

100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針1 森林づくり

多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進⇒収益性と災害リスクの2軸評価による四象限図等を加え、より具体的なゾーニングを提示

方針2 地域づくり

県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり

川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり

担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習やしが木育を推進

4 SDGs、MLGsの達成に向けた取組

重点プロジェクト

計画期間の後半5か年に重点的に行う施策

プロジェクト名	指標	R12目標
花粉の少ない再造林促進PJ	年間再造林面積（単年度）	100ha
	スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	95%
災害に強い森林づくりPJ	土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	90%
「やまの健康」推進PJ	地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数（累計）	40団体
建築物木造化PJ	県産材を活用する建築設計に関する支援を行った建築物数（累計）	74件
木育活動促進PJ	市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数（単年度）	20回
林業人材育成PJ	「滋賀もりづくりアカデミー」既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数（単年度）	150人
	労働安全衛生に係る巡回指導数（単年度）	16事業場

基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

多面的機能を重視した森林づくり、森林情報の精緻化、主伐・再造林の促進による花粉発生源対策への寄与、森林経営管理制度の推進、公的管理を進める新たな林組みの検討、地球温暖化防止への貢献 等

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視、流域の広域的な課題への対応、林野火災予防、[詳細な森林情報を活用した防災・減災対策](#) 等

(3) 生物多様性の保全

多様な自然生態系の保全、ニホンジカ生息密度の低減、土壤保全対策 等

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

企業・地域住民・ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成、近江富士花園公園等の魅力向上 等

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、地域を担う人づくりの推進、森林文化の振興 等

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進

林地境界の明確化・集約化推進・機械化による生産性向上、「新しい林業」の実現に資する効率化・省力化、県産材の安定供給、林業所得向上、森林組合合併のスケールメリットを活かす 等

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成、大型製材工場の検討 等

(3) あらゆる用途への県産材の活用

魅力の発信や木育施設「しがモック」等を活用したしが木育の更なる推進、公共施設や民間非住宅分野等での県産材の活用、新規需要開拓の推進、企業と連携した木質バイオマス利用の推進、県施設の内装等木質化率100% 等

(4) 人口減少社会を見据えたICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

精度の高い森林資源情報・地形情報等の把握とクラウド化、スマート林業の推進、ICTを活用したサプライチェーンの構築 等

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

(1) 林業の担い手の確保・育成

新規就業者の確保（特に若者、女性、シニア、外国人）、森林・林業に関わる総合的な人材の育成、女性等が働きやすい職場環境づくり、林業事業体の雇用環境改善、オーストリア等林業先進地との技術交流 等

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

森林を通じた学びの提供（グリーン・リスキリングに取り組む企業等の支援）、森林所有者の理解・意欲の高揚、高校との連携 等

1 (原案)

2 資料 1 - 3

3

4

5

6

7 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）
8 (改定)

9

10

11

12

13

14 令和 年（ 年） 月 改定
15 令和5年（2023年）11月 改定
16 令和3年（2021年）3月 策定

17

18

19 滋 賀 県

20

目次

1	目次	
2	第1 はじめに	2
3	第2 森林・林業を取り巻く現状と課題	4
4	1 全国の動き	4
5	2 本県の現状と課題	9
6	第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）および第2期計画前半の取組総括	22
7	1 基本指標に基づく評価	22
8	2 戦略プロジェクトに基づく評価	25
9	3 第2期計画前半の重点プロジェクトに基づく評価	27
10	第4 基本計画が目指す森林づくりの方向	30
11	1 基本方向	30
12	2 基本方針	30
13	3 方針に基づく施策の考え方	32
14	4 SDGs（持続可能な開発目標）およびMLGsの達成に向けた取組	45
15	第5 施策の体系	48
16	第6 基本施策	49
17	1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	49
18	2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	53
19	3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	55
20	4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進	60
21	第7 重点プロジェクト	63
22	1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト	63
23	2 災害に強い森林づくりプロジェクト	64
24	3 「やまの健康」推進プロジェクト	65
25	4 建築物木造化プロジェクト	65
26	5 木育活動促進プロジェクト	66
27	6 林業人材育成プロジェクト	66
28	第8 指標と主なSDGsターゲットとの関連	68
29	1 基本施策	68
30	2 重点プロジェクト	70
31	第9 推進体制	71
32	《参考資料》	73
33		
34		

1 第1 はじめに

2 1 策定の趣旨

3 本県の森林は、琵琶湖の水源涵養^{かん}をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材
4 等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

5 豊かな水をたたえる琵琶湖から、県民をはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきており、そ
6 の琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々の森林です。滋賀の森林は、森、川、里、湖のつなが
7 りにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことが
8 できない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。

9 これまで、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さや自然に対する
10 畏れの気持ちを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要があります。
11 また、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り
12 育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことが
13 求められています。

14

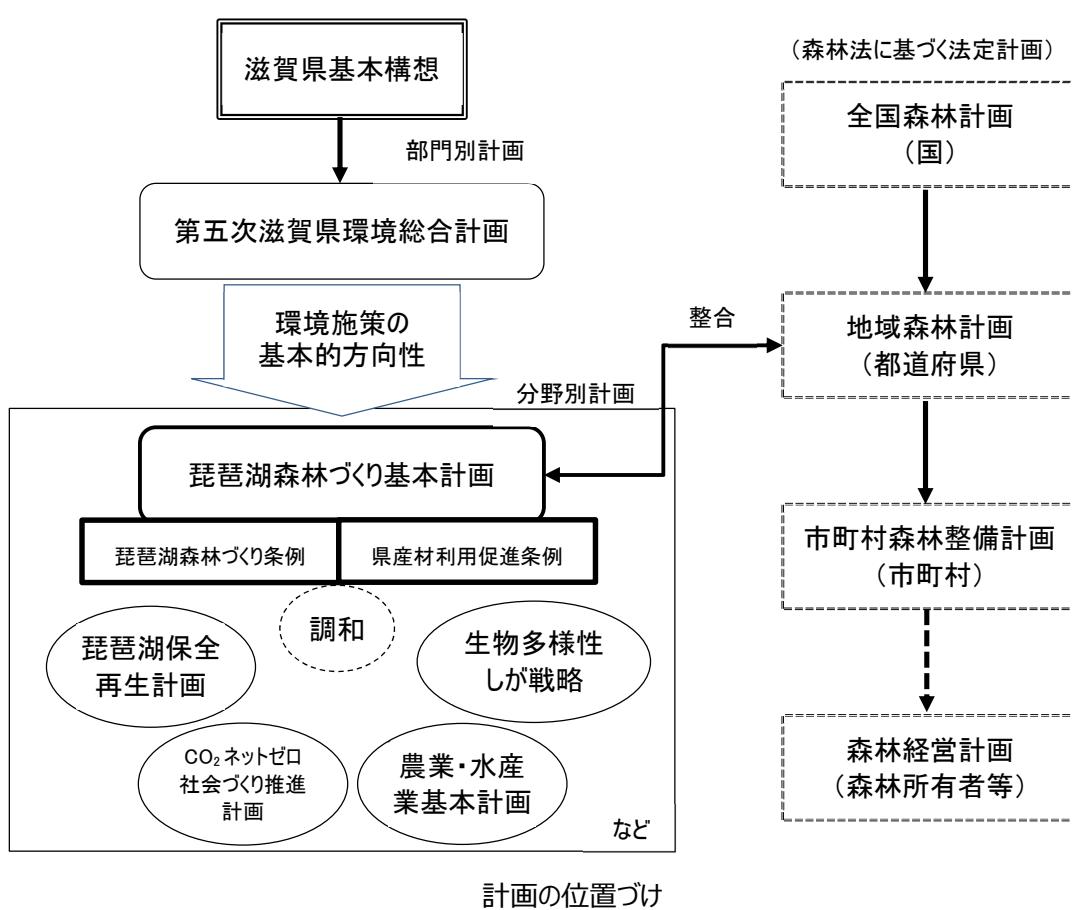
15 平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうし
16 た森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んでき
17 ました。

18 令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価、残された課題
19 や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこと
20 とします。

21

2 計画の位置づけ

- 琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画として位置付けられています。
- 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（以下「県産材利用促進条例」という。）第10条に基づく計画としても位置付けられています。
- 滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとします。
- 森林法に基づく地域森林計画との整合を図ります。
- 琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖保全再生計画とも調和を図ります。



3 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としますが、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととします。

1 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

2 1 全国の動き

3 (1) 自然災害の頻発

4 近年、全国的に自然災害が多発しています。平成30年(2018年)には、7月の豪雨災害や北海道の
5 地震災害など全国各地で山地災害が発生しました。令和元年(2019年)においても、9月の「令和元年
6 房総半島台風(台風第15号)」、10月の「令和元年東日本台風(台風第19号)」等により、広い範囲
7 で記録的な強風や大雨に見舞われるなど、全国の多くの地域で山地災害、風倒木被害が発生していま
8 す。令和2年(2020年)の7月豪雨でも各地で被害が発生しており、また、令和6年(2024年)1月の
9 能登半島地震とそれに続く9月豪雨でも、多くの被害が発生しました。治山事業や森林整備事業等に
10 よる被害箇所の早期復旧や、事前防災・減災に向けた「国土強靭化」の取組が必要となっています。

12 (2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

13 平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、持
14 続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多
15 面的機能は、SDGsの目標15(陸の豊かさも守ろう)を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイ
16 レを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献しています。

17 政府が推進する具体的な取組の方向性を示す「SDGsアクションプラン2020」では、森林・林
18 業・木材産業に関するものとして、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組、スマ
19 ート林業構築推進、新たな森林空間の利用、新規就業者の育成、国土強靭化への対応、気候変動対策
20 など、様々な対応を行うこととしています。



SDGsロゴマーク

24 (3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

25 令和2年(2020年)以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の
26 適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室
27 効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対
28 策が重要な役割を果たすこととなっています。

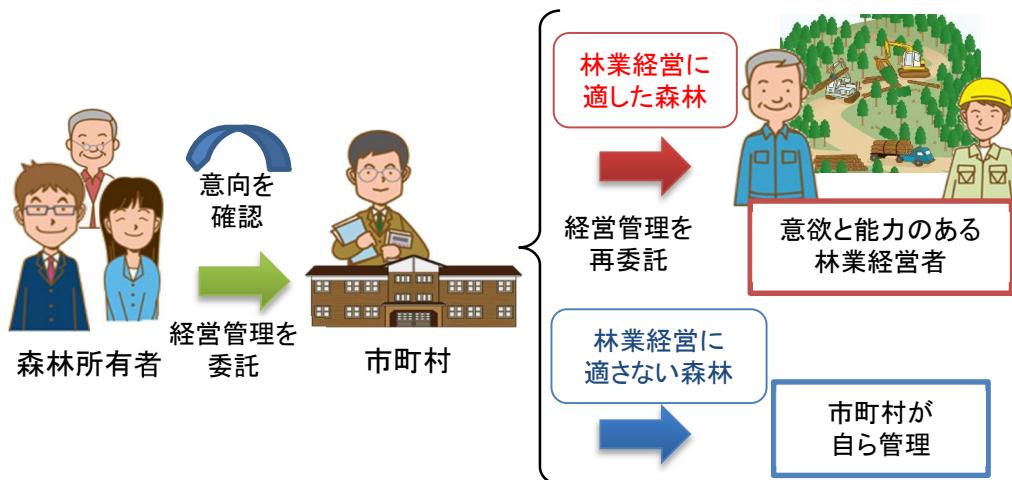
1 また、令和5年（2023年）7月に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」が閣議
2 決定され、脱炭素と経済成長の同時実現に資する吸収源の機能強化、森林由来の素材を活かしたイノ
3 ベーションの推進に向けた投資を促進していくこととしています。

4 さらに、令和7年（2025年）5月には、改正「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する
5 法律」が可決・成立し、令和8年度（2026年度）から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業
6 者に対して、排出枠の保有を義務付けるとともに、過不足分の排出量を事業者間で取引できる市場を
7 整備することが盛り込まれました。

8 このことにより、企業がカーボン・オフセットを行う手法の一つとして、森林由来のクレジットに
9 ついても注目が高まっています。

10 (4) 森林経営管理法の施行

11 平成31年（2019年）4月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有
12 者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意
13 欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定されました。この制度は、これまで
14 の森林経営計画制度等と異なり、市町村が主体となって適切な経営管理を図るというスキームとなっ
15 ています。



森林経営管理制度の概要（林野庁提供資料）

17 (5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設

18 森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要な財源として、森林
19 環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の開始に合わせて、令
20 和元年度（2019年度）から譲与が始まりました。また、令和6年（2024年）からは、森林環境税の
21 徴収が始まりました。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利
22 用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることが期待され
23 ます。

24 (6) 新たな森林・林業基本計画の制定

25 令和3年（2021年）6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、森林の適正管理やイノ
26

1 ベーションにより伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」に取り組み、林
2 業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 カーボンニュートラルも見据えた豊
3 かな社会経済を実現する「グリーン成長」を実現することとしています。

4

5 (7) I C Tを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

6 林業は、その厳しい労働条件や、林業が営まれる山村地域での過疎化や高齢化の進行などから、労
7 働力を確保し、森林を育てていくことが難しい現状があります。国では、令和元年（2019年）6月に
8 閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、林業・木材産業の成長産業化に向
9 け、高精度な資源情報を活用した森林管理、I C Tによる木材の生産管理等によるスマート林業など
10 の「林業イノベーション」を推進することとし、林業収益性の向上や安全で効率的な自動化機械によ
11 る作業などにより魅力ある産業にすることを目指しています。

12

13 (8) 再造林の低コスト化への取組

14 全国的に人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、適切な再造林の実施、
15 造林の低コスト化および苗木の安定供給が重要になっていきます。再造林の経費を圧縮する手法として、
16 集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と
17 造林の一貫作業システム」が導入されつつあります。

18

19 (9) 非住宅等への木材利用の増加

20 全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していく
21 ため、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっています。これまで国産材が**あまり**使わ
22 れてこなかった住宅部材での利用拡大、また、都市における木質耐火部材の開発、非住宅分野を中心
23 としたC L Tの利用と普及等が取り組まれています。

24 また、脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促
25 進を図ってきた、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材
26 利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般に対象を拡げることとし、令和3年（2021年）
27 10月に法律名が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する
28 法律」に改められました。

29

30 (10) 新型コロナウイルスの感染拡大

31 令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、その影響は経済、社会な
32 ど各方面に及びました。

33 森林・林業分野では、輸出の停滞や住宅着工数の減少等による製材・合板工場等の生産縮小、原木の
34 入荷制限が行われたことにより、木材価格の低下や生産調整が行われるなど、川上にも大きな影響が及
35 びました。このため、林業・木材産業関連事業者の業務継続および影響緩和に向けた様々な対策が行わ
36 れました。

37 一方で、ウィズコロナの時期には、人と人との接触を避けた「新たな生活様式」等の取り組みが広が
38 り、森林は「3密」を回避する場所としてだけでなく、レクリエーションや健康維持の場として、また

1 テレワークなどの働く場としてニーズが高まりました。

2 令和5年（2023年）5月8日には、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが「2類相当」から
3 季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。人々の生活は日常を取り戻しつつありますが、
4 世界の木材需給は引き続き不透明な状況であることから、森林・林業分野にあってもその動向を見なが
5 らの対応が求められます。

6 (11) ウッドショックの影響

7 令和2年（2020年）に始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年（2021年）には
8 世界の木材市場が混乱しました。製材工場の稼働率低下や米国における需要の高まり、海上輸送の混乱
9 により、日本の製材輸入量は前年を下回り、製材の輸入平均単価は大幅に上昇しました。日本の住宅需
10 要が回復する中、輸入材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製品価格が上昇し原木価格も上
11 昇しました。国産材の需要の高まりに対し、国内の製材工場は稼働率を上げて対応したものの、乾燥施
12 設の処理能力や労働力等がボトルネックとなり、短期的な需要の増加に十分に対応できない状況が発
13 生しました。その後、国産材の供給力を強化するため、乾燥施設整備による木材製品の供給力強化や原
14 木の安定供給に向けた間伐・路網整備の更なる推進等が行われました。

15 現在、原木価格はピークからは下落傾向にあるものの、ウッドショック以前と比べ高い状況にあります。

16 (12) 世界情勢による木材価格への影響

17 令和4年（2022年）2月に起きたロシアによるウクライナ侵攻により、欧州材、ロシア材の供給不
18 足が予想され、ウッドショックの再来が懸念されました。政府によるロシアからの木材の輸入禁止措
19 置が行われましたが、結果として、供給不足は起こりませんでした。しかし、仕入れ価格の上昇や円
20 安による輸入コストやエネルギーコストが上昇し、製品価格は高止まりしました。現在、製品価格は
21 ピークからは下落傾向にありますが、ウッドショック以前と比べ高い状況にあります。

22 世界情勢不安が続く中、国産材の安定供給に期待が高まっています。

23 (13) 生物多様性の保全

24 生物多様性条約 COP15 における新たな世界目標の合意を受けて、令和5年（2023年）3月に策定
25 された新たな生物多様性国家戦略では、2030年ミッションとして、ネイチャーポジティブ¹（自然再
26 興）の実現が掲げられ、30by30目標²の達成等を通じた生態系の健全性の回復や、自然を活用した解
27 決策等を通じた気候変動の影響の最小化などについても取り組んでいく必要があるとされています。

28 また、令和6年（2024年）3月には森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針が策定され、生
29 物多様性を高めるための森林管理のあり方が明確化されました。

30 (14) 花粉発生源対策の加速化

31 令和5年（2023年）10月に花粉症対策初期集中対応パッケージが策定され、10年後の令和15年

¹ 生物多様性の損失を止め、反転させること（自然再興）。

² 2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標。

1 (2033年)には花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させることが目標として掲げられました。
2 その実現のため、発生源対策として、スギ人工林の伐採・植え替えの加速化、スギ材需要の拡大、花
3 粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上および労働力の確保を進めていくこととされました。
4

5 (15) 次期琵琶湖保全再生計画の策定、世界湖沼の日の制定

6 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成27年(2015
7 年)9月28日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律(以下「琵琶湖保全再生法」という。)が公布、施
8 行されました。この法律に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)が令和3年度(2021
9 年度)から5年間の計画として策定されており、「水源のかん養に関する事項」などは、本計画とも密
10 接に関わっています。

11 令和8年(2026年)には第3期計画の策定が予定されており、本計画の改定とも歩調を合わせて取
12 り組んでいくことが求められます。

13 また、インドネシアが提案し、日本も賛同する「世界湖沼の日」(World Lake Day)に関する国連
14 決議が、令和6年(2024年)12月13日に国連総会で採択され、滋賀県大津市で第1回世界湖沼会議
15 が開会された昭和59年(1984年)8月27日にちなみ、8月27日が「世界湖沼の日」に制定されました。
16 このことをきっかけとして、琵琶湖の水源である滋賀の森林についても、森林の整備および保
17 全についてより一層推進していくことが求められます。

19 (16) 大規模な林野火災の発生

20 日本における近年の林野火災発生の動向については、長期的には減少傾向で推移していますが、令和
21 7年(2025年)2月には、岩手県大船渡市で延焼面積が約3,370haとなる林野火災が発生し、平成以降
22 日本最大規模となりました。その後も令和7年(2025年)3月には愛媛県今治市で約480ha、岡山市で
23 約490haと大規模な林野火災が相次いで発生しました。

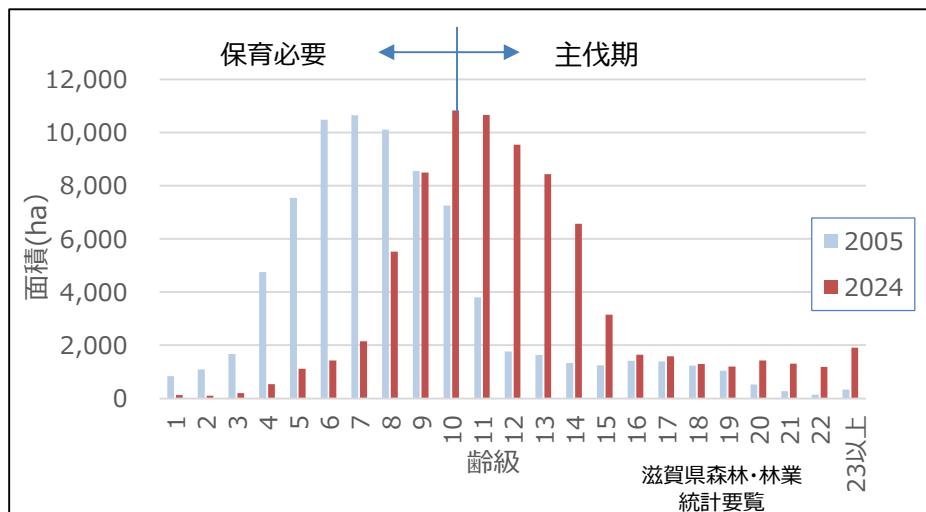
24 本県においても、令和7年(2025年)4月12日に大津市田上森町で約0.8haが焼失する林野火災が発
25 生しており、いつ大規模な林野火災が発生してもおかしくありません。

26 森林は一旦火災などで失われると、その大切な機能が回復するまでには何十年もの年月と多大なコ
27 ストを要します。また、発生原因のほとんどは人間の不注意によるものであるため、林野火災を予防
28 するためには、入山者への注意喚起や普及啓発をより一層進めることができます。

2 本県の現状と課題

(1) 利用期を迎える一方、伐採が進みつつあるものの利用が滞る人工林

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎える一方、長期にわたる林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齡林が非常に少なく、十分な素材生産量を確保できていない状態となっています。このため植栽や幼齡木の保育に関する技術の継承が困難となっており、また主伐期以後であっても林木の上長成長に伴って適切な抜き伐りを繰り返さなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもあります。林業経営に適した森林において「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを回すとともに、森林の適正な整備・保全を続け、木材の生産量の確保と多面的機能の持続的発揮につなげる必要があります。



本県の民有林人工林齢級別面積

※ 第1期計画策定時の平成17年度（2005年度）は、人工林の多くが除間伐等の保育を必要とする「若い林分」でしたが、令和6年度（2024年度）には、約76%の森林資源が利用期を迎え、充実しつつある状況です。

(2) 台風や集中豪雨などの気象災害による土砂災害や風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木被害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生しています。また、長浜市を流れる高時川において、降雨の後、長期間にわたり水の濁りが解消されないなどの問題が生じています。さらに、伊吹山においては令和5年(2023年)7月の降雨により登山道が通行止めになり、翌令和6年(2024年)7月には下流集落への土砂流入が発生しました。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じています。



1
2
3
4
5
6
7
8
9 風倒木被害 (H30)



10
11 伊吹山における土壤侵食 (R 6)
12
13

こうした中、被害を未然に防ぐために、道路等のライフライン沿いの森林において予防的に危険木を伐採する取組が始まっています。



14
15 道路沿いの予防伐採を行った現場
16

17 (3) 農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

18 本県では、令和元年に人口増が見られたものの、全国同様、人口減少局面に入っています。今後、特
19 に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されています。森林所有者の多くが農山村の住民であり、
20 過疎化・高齢化が進むことにより、相続の発生と相まって所有者や境界の不明確化が進行しています。

21 全国的な調査では、「最後の登記から 50 年以上経過している割合」が山林で約 32%³、「登記簿情報
22 だけでは所有者に連絡がつかない割合」が約 30%⁴など、所有者を特定することに手間を要する状態
23 が発生しています。

24 また、相続の発生により、森林整備の同意に必要な関係者が数倍に膨らむなどの事例⁵も報告されて
25 いるほか、戸籍調査で該当者がいない事例や相続人全員が相続放棄する事例なども見られます。加え

³ 法務省「不動産登記簿における相続登記未了土地調査」(平成 29 年)

⁴ 国土交通省「令和 2 年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」

⁵ 林野庁「令和 4 年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち所有者不明森林等における探索等工程調査業務報告書」

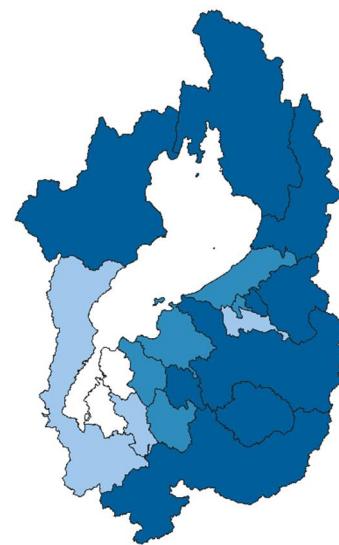
て、「土地を手放したい」と考える所有者は林地で33%という調査結果⁶があるなど、森林を所有することへの意欲も低下していることから、このまま放置すれば、更なる相続の発生により、一層所有者の特定が困難になります。

とりわけ、本県における山林での地籍調査の進捗率は全国平均を大きく下回っていることから、地籍調査の進展を待つのではなく、精度は落ちるもの簡易な手法で森林境界の早期明確化を進めいくこと等により、これ以上所有者不明森林を発生させない仕組みづくりがより重要となっています。

そのほか、森林資源の活用方法として、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図ることも必要です。一方都市部では、企業や産業の密集や人口の集中による生活環境の悪化やストレスの増加など、様々な問題があります。この取組は、こうした都市部の過密による様々な問題を解決する可能性を持っています。

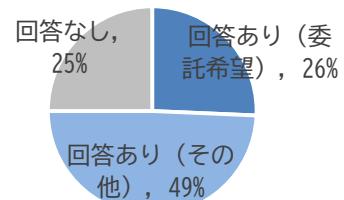
※ 将来人口推計について

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されています。



※ 県内市町における意向調査結果について

令和6年度までに、森林經營管理法に基づく意向調査が県内市町で3,807haを対象に行われ、そのうち回答があったのは2,855ha(75%)、市町村に委託を希望されたのは978ha(26%)でした。



※ 所有者不明森林の探索事例について（林野庁「所有者不明森林等における探索等工程調査」）

1町の事例では、37ha(2筆)、登記名義人44人の森林について、町と司法書士が連携して探索し、戸籍謄本等330通を取得、確知した相続人304名。相続人探索から完了まで174日、作業時間延べ約111時間を要した。

また、〇市の事例では、登記簿の内容を確認したところ、登記簿には氏名しか記載されていなかったため、戸籍調査による探索ができなかった。

⁶ 国土交通省「H30個人土地所有者向けアンケート結果について」（平成31年4月）

1 (4) 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

2 森林資源の多くが利用期を迎える一方、林業生産活動は長期にわたり低迷しており、増加する資源を十分に活用できていない状況にあります。森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要となっています。また、住宅や公共施設を含む非住宅建築物、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で県産材の需要を喚起し、加えて子どもから大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっています。令和5年(2023年)4月には、滋賀らしい木育活動をさらに推進するために、つなぐ「しが木育」指針が策定され、令和7年(2025年)には木を五感で感じることができ、乳幼児から小学生程度までの児童が、年齢に応じて自然とのつながりを楽しく学ぶことができる木育拠点施設「しがモック」が県立近江富士花緑公園に開設されたことから、拠点を中心として、県内各地に「しが木育」を展開する取組の推進が期待されます。



22 しがモック（外観）



しがモック（内観）

23 国では、平成22年(2010年)10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、令和3年(2021年)に改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として同年10月1日に施行されました。これを受け、令和4年(2022年)5月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」を変更しました。この法律において創設された「建築物木材利用促進協定」について、本県では、令和5年(2023年)11月に株式会社たねやと、令和6年(2024年)9月には東レ建設株式会社と、令和7年(2025年)1月には株式会社シガウッドと、令和7年(2025年)3月には建築関係5団体（滋賀県建築士事務所協会、滋賀県建築士会、滋賀県建築設計家協会、日本建築家協会近畿支部滋賀地域会、滋賀県建築設計監理事業協同組合）と協定を締結しました。

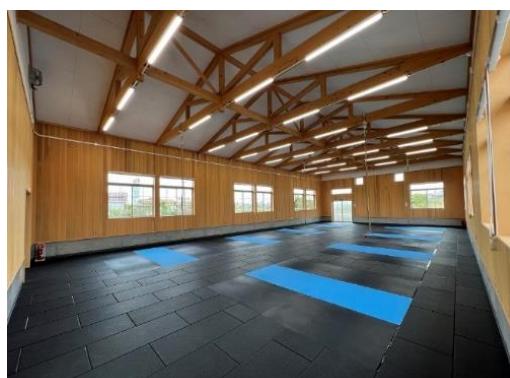
32 また、令和5年(2023年)3月22日に、「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が施行されたことから、県全体で県産材の利用を一層促進します。



協定により整備した建築物
(「北之庄ラ コリーナ前」バス停待合所)



びわ湖材を使用した住宅



木造公共施設



民間施設における木育スペース

(5) 第 72 回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われています。

本県では、甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、令和 4 年（2022 年）6 月 5 日に第 72 回全国植樹祭を開催しました。甲賀市鹿深夢の森の主会場に加え、一般植樹会場 3 か所およびサテライト会場 3 か所を合わせ、約 13,000 名が参加しました。

式典ではふるさと滋賀の地域特性である「森一川一里一湖」のつながりを表すアトラクションや、記念式典が執り行われました。また、前年につづき天皇皇后両陛下はオンラインでの御臨席となり、東京会場でお手植え、お手書きを賜りました。

今大会では、「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のつながりと、緑ゆたかな森と碧く輝くびわ湖を未来へつないでいくことを全国に発信しました。この全国植樹祭開催により多くの県民や森林・林業関係者の森づくりに対する関心が高まったことを契機に、県民一丸となった森林づくりを進める必要があります。

1
2
3
4
5
6
7



全国植樹祭ロゴマーク



お野立所と「緑の少年団」



天皇陛下のお言葉



天皇陛下お手植え



皇后陛下お手植え

8

9

10 (6) 第50回全国林業後継者大会の開催

11 第72回全国植樹祭関連行事として、令和4年（2022年）6月4日に、全国各地の林業関係者が多
12 賀町中央公民館（多賀結いの森）に集まり、「つなげよう未来に、『森ー川ー里ー湖』のつながりを（琵
13 琶湖と森の恵みを次世代へ）」を大会テーマとして、全国林業後継者大会が開催されました。当日は好
14 天に恵まれ、全国から林業関係者の方など約250名の参加がありました。

15 パネルディスカッションでは、川上、川下それぞれで活動されている方々をパネリストとして迎え
16 「みんなで豊かな森林を次世代に引き継いでいくために必要なこと」について、森林への思いや川上
17 側が抱える課題とその解決策について話し合いました。森林の恩恵と琵琶湖のつながりについて再認
18 識することともに、この恵みを後世に引き継いでいくことが求められます。

19



第 50 回全国林業後継者大会

滋賀もりづくりアカデミー修了生による大会宣言

（7）市町が中心となる森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく森林経営管理制度の推進を図る必要があります。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などへの支援を行いつつ、市町と連携を図りながら森林の公的管理を進める新たな枠組みの検討を行うなど、制度の更なる推進を図ることが求められています。

（8）林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

本県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年（2019 年）6 月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設しました。この中で、作業員の現場スキル向上、林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り組んでおり、また併せて、森林経営管理制度を担う市町職員の能力向上にも取り組んでいます。今後はさらに、効率的な木材生産を行う技術力や地域資源を活かしたビジネス創出などの経営力を持ち、農山村を支える人材の確保および育成に期待が寄せられています。

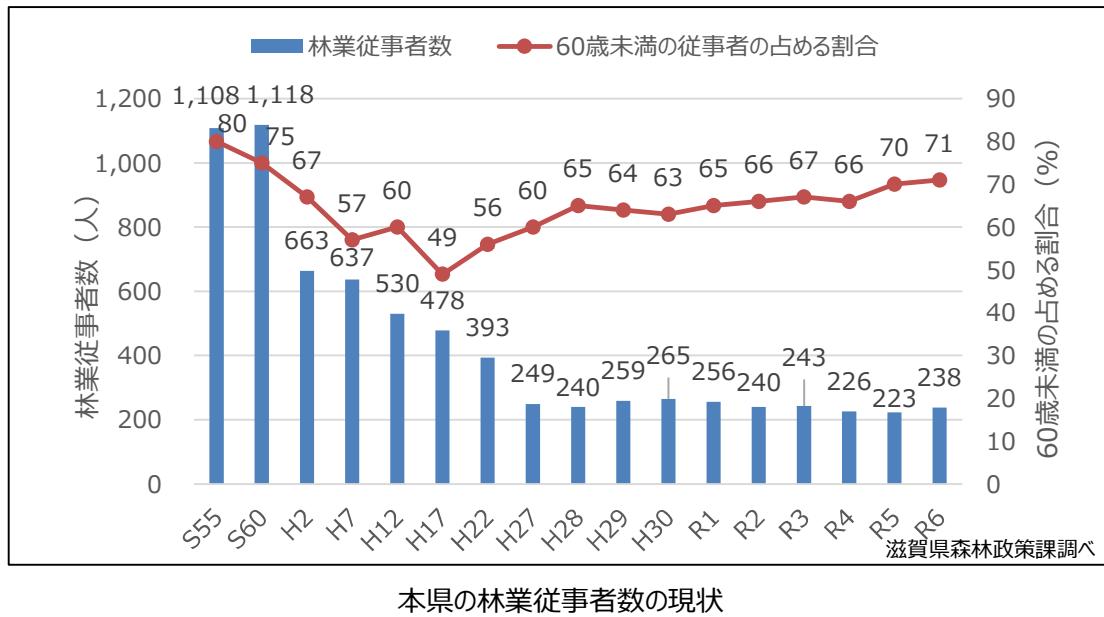
令和元年度（2019 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 6 年間で、22 名がアカデミーの新規就業者コースを修了し、森林組合や林業事業体をはじめとする森林整備や木材生産の分野で活躍しています。



滋賀もりづくりアカデミーの研修の様子



ハーベスター・シミュレーターの導入



本県の林業従事者数の現状

※ 本県における林業従事者は長期にわたり減少してきましたが、近年は一定しており若年の従事者も増加しつつあります。林業の成長産業化に向け、従事者の能力向上が求められています。

(9) 「しがCO₂ネットゼロ」 ムーブメントの推進

近年、気候変動やその影響が全国各地で現れており、平成30年度（2018年度）および令和元年度（2019年度）には琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきています。

こうした中、令和4年（2022年）4月1日には、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が施行され、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げるとともに、単なる温室効果ガス排出の削減にとどまらず、CO₂ネットゼロへの挑戦で真に持続可能な社会をつくる取組が推進されることとなりました。

本県の森林に対しては、二酸化炭素の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割への期待が高まっています。その中で、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出について、新たな団体が創出に取組むなど、カーボン・オフセットの取組が広がっています。さらに、企業の森づくりによるCO₂ネットゼロの取組やSDGs実現の場として、滋賀の森が注目されています。

(10) MLGsの取組

マザーレイクゴールズ（MLGs）とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標（ゴール）であり、「琵琶湖版のSDGs」です。MLGsは、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。

2030年の持続可能社会と琵琶湖に根差す暮らしに向けた13のゴール



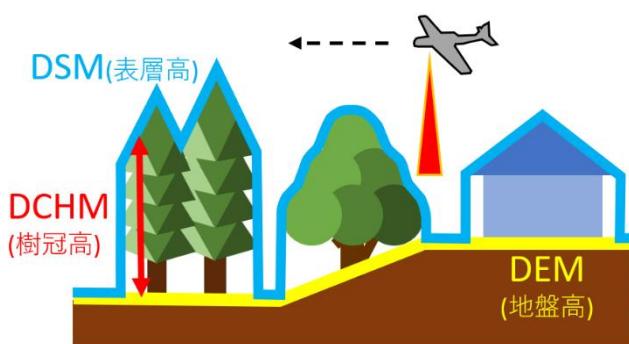
(11) 精度の高い森林資源・地形情報の整備と利便性の向上

航空レーザ計測による資源解析が、令和6年度（2024年度）に概ね完了し、森林の微地形、林相、人工林の疎密度などの情報が網羅的に整備されました。この情報を活用した新たな施策の展開が求められるほか、令和6年度(2024年度)に整備された森林クラウドに情報を搭載することで、市町や林業事業体においてこれらの情報を現地で活用し、施業提案の効率化や、森林経営管理制度の推進を図っていくことが求められます。

※ 航空レーザ計測と森林クラウドについて

航空機からレーザを地上に向かって照射し、得られた反射の情報を解析することで、航空写真では分からなかった微地形が判読できるようになりました。また、樹冠（木の枝の広がり）の高さを解析することで、樹高や疎密度が分かります。

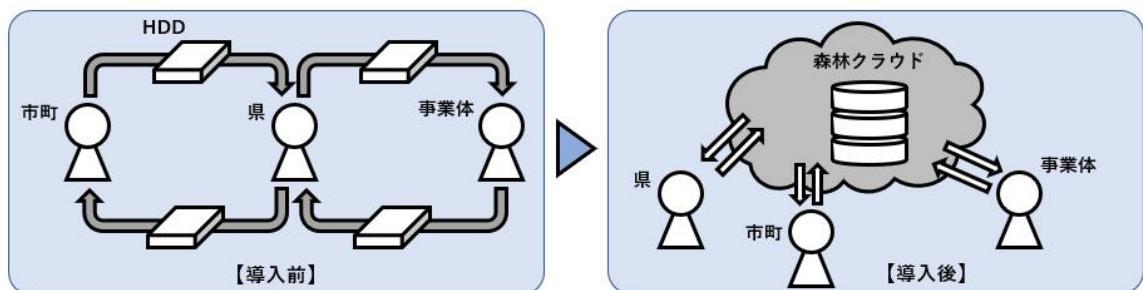
こうした解析データは、容量が大きいため、ハードディスク等を利用して受け渡しするなどの方法を取っていましたが、森林クラウドに搭載することで、県、市町、林業事業体間でスムーズな情報共有が可能になります。



レーザ計測の仕組み



微地形図



森林クラウド導入による効果

（12）企業との共創による森林づくり

近年、SDGs が世界の潮流となる中、企業から森林へ大きな関心が寄せられています。県内外の企業は、これまでの「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを通じた森林整備への支援に加え、森林空間の利用や木材活用、生物多様性の保全など、より幅広く森林づくりに関わるようになってきています。

こうした動きは県有の森林公園にも及んでおり、企業の関わりが活発化しています。例えば、近江富士花園公園（野洲市）では、企業との協働による再整備や、公園内森林へのネーミングライツ

1 を通じた魅力向上が進められています。また、山門水源の森（長浜市）では、地元企業による施設
2 整備への支援や、森林整備活動を活用した企業研修などが実施されています。

3 さらに、排出量取引の義務化などを見据えてカーボン・オフセットへの注目も高まっており、県
4 内森林の整備・保全を支援しようと模索する企業の動きも見られます。

5

6 ※ 企業支援を受けている森林公園等について
7 (県立近江富士花緑公園)

8 野洲市にある県立近江富士花緑公園では、施設の
9 老朽化といった課題を解決し、魅力向上を目指すた
10 め、企業と連携した取組が進められています。

11 具体的には、京都の半導体メーカー、ローム株式
12 会社の支援により公園全体の再整備が実施されました（令和7年3月完成）。植物園エリアに多目的広場
13 が設置されたほか、子育て世代を対象とした木製遊
14 具などが新たに整備されました。

15 また、同社と公園内の森林に関するネーミングラ
16 イツ契約を締結し、その森林は「ロームの森」と名付
17 けられ、森林整備が進められています。

18 (奥びわ湖・山門水源の森)

19 長浜市にある「奥びわ湖・山門水源の森」は、琵琶
20 湖の重要な水源であるとともに、日本の南限・北限の
21 植物が共存する貴重な生態系を持つ場所です。この
22 豊かな自然は、ボランティア団体「山門水源の森を次
23 の世代に引き継ぐ会」による長年の保全活動によって
24 支えられています。

25 さらに、地元企業もこの活動を支援しており、株
26 式会社山久によるネーミングライツや湖北工業株式
27 会社によるバイオトイレの寄贈、両社社員による保
28 全活動や研修などを通じて、貴重な水源の森の保全
29 に貢献しています。



近江富士花緑公園
(木製遊具の整備)



奥びわ湖・山門水源の森
(社員による保全活動)

1 (13) 森林組合の合併

2 令和6年（2024年）6月1日、県内8組合中6つの森林組合が合併し、組合員数は19,457人で
3 全国2位、組合員の所有する森林面積は約107,000haと全国最大規模の滋賀県森林組合が誕生しま
4 した。

5 森林組合は、森林の機能を十分に発揮するため、また森林資源の循環利用のために、組合員
6 の所有する森林の適切な手入れを行っています。地域の林業のリーダー的存在として、森林所有者
7 や林業従事者をつなぎ、とりまとめる役割を果たしています。

8 この合併により経営基盤が安定し、大型機械の導入やICTの活用が可能となり、より効果的な森
9 林整備が行えるようになることや、専門性を有する人材育成の推進が期待されています。

10 (14) 分収造林事業あり方検討会を踏まえた新たな水源林保全に向けた検討

11 造林公社は、昭和30年代の高度経済成長時に水不足が深刻化し、地盤沈下が深刻な社会問題とな
12 っていた下流自治体からの要請を受け、琵琶湖淀川水系からの安定的な水供給を実現するため、流
13 域上流に位置する琵琶湖の水源涵養機能を高めることを目的に奥地林を中心に約2万haにおよぶ森
14 林を造成しました。これまで、公益的機能の持続的発揮と伐採収益確保が両立する森林管理に取り
15 組んできましたが、188億円の債務額に対し、弁済額は多くても約20億円との試算結果になったこ
16 とから、今後の分収造林事業のあり方について検討を進めています。

17 いずれにしても、県として、琵琶湖・淀川流域の水源を守るという使命は、今後も変わらないも
18 のと考えられます。特に、近年の土砂災害等の深刻さに鑑みれば、奥地水源林の保全はより重要性
19 が増しているととらえています。このため、水源涵養をはじめとする森林が持つ多様な価値を、将
20 来にわたり維持・継承していくため、森林の公的管理を進める新たな枠組みについて、検討を進め
21 ています。

22 (15) 国際連携の進展

23 「オーストリアの国の形と琵琶湖の形が瓜二つ」というSNS投稿が発端となり、令和5年
24 (2023年)11月にオーストリア・ブルゲンラント州との交流覚書が締結されたことを契機として、
25 オーストリア林業に学ぶ機運が高まっています。ヨーロッパの中でも地形が急峻であることなどの
26 共通点があるため、学びながら滋賀県に取り入れられる要素を取り入れていきます。

27 また、中国・湖南省とは、令和5年(2023年)に友好提携40周年の節目を迎えており、記念植
28 樹を行うなど、交流を深めています。

29 (16) 生物多様性しが戦略2024を踏まえた森林づくりの展開

30 令和5年(2023年)3月に策定された生物多様性国家戦略を受けて、持続可能な社会に必要な
31 「炭素中立(カーボンニュートラル)」「循環経済(サーキュラーエコノミー)」「自然再興(ネイチャ
32 ポジティブ)」の同時達成に向けて率先して取り組んでいくこと等を趣旨とした「生物多様性しが
33 戦略2024」が令和6年(2024年)3月に策定されました。

34 戦略では、持続可能な林業と生物多様性が保全された豊かな森林づくりが指向されており、この
35 趣旨に沿った森林づくりを進めていく必要があります。

1
2 (17) 「世界農業遺産」の認定と「滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）」の策定

3 令和4年（2022年）7月、千年以上にわたり本県で受け継がれてきた琵琶湖と共生する農林水産
4 業の営みが、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農
5 業遺産に認定されました。この「琵琶湖システム」では「水源林」が「農業」や「漁業」と並ぶ重
6 要な構成要素となっており、水源林の保全に向けた取組の重要性が高まっています。

7 また、本県では、令和8年（2026年）に農業・水産業の基本的な施策の展開方向を示す、「滋賀
8 県農業・水産業基本計画（第3期）」の策定を予定しています。中でも農山村の活性化等については
9 共通の課題であるため、農業・水産業分野とも連携した取り組みを進めていく必要があります。

1 第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）および第2期計画前半の取組総括
2 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組については、計画に定める指標の達成度（平成17年度
3 （2005年度）～令和元年度（2019年度））により評価することとします。また、第2期計画前半の取組に
4 については、重点プロジェクトの指標の達成度（令和3年度（2021年度）～現在）により評価することとし
5 ます。

6

※ 達成率の計算方法

- ①実績が単年のもの：R1 実績値／R2 目標値
②実績が累計のもの：(R1 実績値－H15 現状値)／(R2 目標値－H15 現状値)

※ 個々の取組の達成率の評価

A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

7

1 基本指標に基づく評価

長期目標（平成17年度（2005年度）～令和2年度（2020年度）：16年間）のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
民有林に占める保安林面積の割合(%)	33	38	36	60%	C
治山事業による保安施設整備面積（累計）(ha)	31,795	42,100	39,204	72%	B
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%)	64	90	54	60%	C
下層植生衰退度3以上の森林の割合(%)	20	10	※H29 調査 19	10%	E

12

ア 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

・森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林や県土の保全に貢献しました。保安林指定の累計は67,010haで民有林の約36%となっています。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要があります。

・平成27年度（2015年度）には、全国的な目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っています。また「水源林保全巡回員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んでいます。

・治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事情の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施しました。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要があります。

22

イ 持続可能な森林整備の推進

・造林補助事業や琵琶湖森林づくり県民税等を活用し、森林組合を中心に県内の森林整備の推進に大きく貢献しました。

- 1 ・人工林は利用期を迎え充実しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備や
2 資源供給の場を確保していく必要が生じています。
- 3 ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成 22 年度（2010 年度）には目標を達成しました。
4 しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率 60～70% で推移
5 しています。
- 6 ・所有者や境界が不明確な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが問題となっており、
7 一層の境界明確化や集約化に取り組む必要があります。
- 8 ・近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの被害が発生しており、この処理等も森林整備の進
9 捗を妨げる要因となっています。
- 10 ・林業の成長産業化を推進していくため、また持続的な森林資源の確保を図るため、適切な時期に主伐・
11 再造林を行って、次世代の森林づくりを推進していく必要があります。

12 ウ 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- 13 ・強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害防除、また巨樹・巨木の森
14 の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりに貢献してきました。
- 15 ・下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域があり、捕獲数との
16 関連が認められることから、今後もニホンジカの捕獲に努め、長期的に改善に取り組む必要があります。
- 17

18 （2）県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
協定を締結して整備する里山の箇所数（累計）	0	300	273	91%	A
びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数（人）	1,583	13,000	7,489	58%	C

21 ア 多様な主体による森林づくりへの支援

- 22 ・森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへ支援を行い、多くの森林づ
23 くり団体が組織され、地域の実情に応じた里山整備等が展開されています。こうした多様な主体による
24 森林づくりは令和元年（2019 年）に「琵琶湖と共生する農林水産業」として、日本農業遺産に認定さ
25 れています。
- 26 ・身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が 273
27 箇所に増加するなど、保全活動が進められています。目標の達成に向け引き続き支援などに取り組む必
28 要があります。

29 イ 県民の主体的な参画の促進

- 30 ・森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組
31 みました。
- 32 ・県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10 月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、

1 イベント等の普及啓発に取り組んでいます。近年は、農山村の振興を目的として、農山村地域で開催す
2 ることとしたため、参加者数が減少しており、都市部からの集客が課題となっています。

3 ・本県で開催された第72回全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森一川一里一湖」のつながりのある
4 本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要があります。

7 (3) 森林資源の循環利用の促進

指標	平成20年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
県産材の素材生産量(m ³)	32,000	120,000	100,800	84%	B

8 ア 林業活動の活性化による森林資源の活用（川上）

9 ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入と作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産
10 材の生産体制の確保に取り組みました。

12 イ 県産材の流通・加工体制の整備（川中）

13 ・びわ湖材産地証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組みました。
14 ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推
15 進しました。

17 ウ 県産材の有効利用の促進（川下）

18 ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組み、また地域での木質バイオマスのエネルギー利用
19 や森林資源の利用にかかる研究開発への支援を実施しました。
20 ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用
21 の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、令和元年度には約100千m³となっています。引き続
22 き、県産材の循環利用の促進に取り組む必要があります。

24 (4) 次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	110	110%	A
森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80	1,400	665	48%	D

26 ア 森林所有者の意欲の高揚

27 ・森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の
28 高揚に取り組みました。
29 ・地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につなが
30 ったと考えられます。

1 イ 林業の担い手の確保・育成

- 2 ・林業従事者や森林施業プランナーなど的人材育成に取り組みました。
- 3 ・森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600ha あまりの実
- 4 績となり、増加傾向にあります。今後多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく
- 5 必要があります。

6 ウ 森林環境学習の推進

- 7 ・「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組みました。

8 2 戦略プロジェクトに基づく評価

9 中期目標の実績（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度）：6 年間）のうち令和元年度時

10 点の実績、成果と課題

11 （1）環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積(ha)	2,227	3,100	1,790	58%	C
境界明確化に取り組んだ森林面積（累計）(ha)	1,023	7,000	3,831	43%	D
ニホンジカの捕獲数（頭）	14,374	19,000	15,803	83%	B
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	45	60%	C
(R1 追加) 新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数	—	11	19	179%	A

- 14 ・除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にあります。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要があります。
- 15 ・境界明確化に取り組んだ森林面積は、目標に達していませんが、増加が図られています。目標達成のため、森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要があります。
- 16 ・ニホンジカの被害は、針広混交林化や再造林を進めるうえで障壁となっており、捕獲と合わせ、食害防護柵等の被害防除についてより一層の推進を図る必要があります。
- 17 ・生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む必要があります。

1 (2) 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
活動を PR する森林づくり団体数(累計)	68	160	82	15%	E
琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23	35	25	17%	E
(R1 追加) 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数(累計)	—	280	446	159%	A
(R1 追加) 森林・林業・農山村モデル地域数(累計)	—	5	2	40%	D

2

- 3 · 地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100 以上組織されていますが、「森づくりネット・
4 しが」へ登録し活動を PR する団体は、82 団体となっています。今後も活動の輪が広がるよう、様々な
5 支援を行っていく必要があります。
- 6 · 琵琶湖森林づくりパートナー協定は 25 箇所で締結されました。今後も活動場所、受け入れ側、企業側
7 双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要があります。

8

9 (3) 森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16	20	8	40%	D
びわ湖材認証を行った年間木材量(m ³)	32,109	65,000	64,750	100%	A
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m ³)	10,012	40,000	44,009	100%	A
(R1 追加) 県内の素材需要量(m ³)	—	120,000	104,000	87%	B

10

- 11 · 木造公共施設数については、建築に求められる製品の規格や量に、県産材が十分に対応できていなかったこと、また県産材を活用して設計できる設計士や工務店に対する情報提供等が十分でなかったこと等から、令和元年度では目標に達していない状況です。公共施設等の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう、引き続き支援等を行う必要があります。
- 12 · びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材産地証明制度が浸透してきています。一方で必要なときに材料が揃わないなど、供給面での課題があります。

13

14 (4) 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
認定森林施業プランナー数(累計)	16	30	29	93%	A
自伐型林業育成研修会の開催数(回)	4	15	9	60%	C
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	17	89%	B

- 1
- 2 ·認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で
- 3 配置することができます。
- 4 ·自伐型林業育成研修会は令和元年度（2019 年度）で 9 回開催することができました。自伐型林業を推
- 5 進することは、森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、
- 6 林業グループの活動支援等を行っていく必要があります。
- 7 ·木育活動は 17 市町で取り組まれました。引き続き県内市町全域で取り組むことを目標とし、民間の取
- 8 組も含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要があります。
- 9

10 3 第 2 期計画前半の重点プロジェクトに基づく評価

11 第 2 期計画前半の重点プロジェクト（令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）：5 年間）

12 のうち令和 6 年度時点の実績、成果と課題

13 (1) 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和 7 年度 (目標)	令和 6 年度 (実績)	達成率	評価
年間再造林面積（単年度）(ha)	11.5	50	31	62%	C

- 14
- 15 ·主伐・再造林について、森林所有者等への働きかけを行っており、令和 5 年度（2023 年度）までは各年
- 16 度の目標値を上回っていましたが、令和 6 年度（2024 年度）については目標値を達成できませんでした。
- 17 ·令和 7 年度（2025 年度）から、獣害防止柵の維持管理に要する経費にも補助を拡充し、森林所有者の再
- 18 造林へのリスクに対応することとしており、引き続き主伐・再造林を働きかけていく必要があります。
- 19

20 (2) 災害に強い森林づくりプロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和 7 年度 (目標)	令和 6 年度 (実績)	達成率	評価
ライフライン保全整備箇所数（累計） (箇所)	—	25	34	136%	A

- 21
- 22 ·市町、森林所有者およびインフラ施設管理者と連携し、インフラ周辺の森林整備等に取り組んだ結果、
- 23 令和 6 年度（2024 年度）時点で累計目標値を達成することができました。
- 24 ·引き続き、インフラ施設管理者等と連携し、インフラ周辺の森林整備等に取り組んでいく必要があります。
- 25

26 (3) 「やまの健康」推進プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和 7 年度 (目標)	令和 6 年度 (実績)	達成率	評価
地域資源の活用に取り組む森林・農山村団体の数（累計）（団体）	5	15	24	190%	A

- 28
- 29 ·令和元年度（2019 年度）以降累計で、「やまの健康」モデル地域の関係団体やその他地域で活動する 24

1 団体に対し、地域資源を活用した商品やサービスの開発に向けた取組について支援しました。

2 ・引き続き、農山村の活性化につながる地域資源の活用を支援していく必要があります。

3

4 (4) 公共建築物木造化プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数（累計）（件）	—	30	28	93%	A
産業用建築物における木造率（%）	5.8	8.0	6.4	80%	B

5

6 ・令和元年度(2019年度)以降累計で、県および市の整備する公共建築物28件に対して、木造化促進アド
7 バイザーによるアドバイスを行いました。

8

9 ・県産材による設計や工事発注による利用拡大、調達可能な木材による適切な価格や工期設定による施
10 設整備の着実な実施、発注者や設計者の木材利用に関する理解醸成による公共建築物の木造化の推進
を図ることができました。

11

12 ・産業用建築物における木造率は、規模の大きな建築物（鉄骨造の事務所用途）の増減により左右される
13 部分があるものの、医療、福祉用建築物の木造建築物の着工数が増えており、令和6年度（2024年度）
で6.4%と、計画策定時を上回っています。

14

15 ・引き続き、公共建築物の木造化を支援していく必要があります。

16

(5) 木質バイオマス地域循環プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
エネルギーとして利用される木質バイオマスの量（絶乾トン）	21,497	30,000	24,235	81%	B

17

18 ・素材生産量の増加に応じて、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量も増加してきたことか
19 ら、令和5年度(2023年度)までは各年度の目標値を上回っていましたが、令和6年度(2024年度)につ
20 いては発電設備の法定検査で止めていた期間が長かったこと等から目標値を達成できませんでした。

21

22 ・未利用材の有効利用と再生可能エネルギーの地産地消の推進のため、引き続き、木質バイオマスのエネ
23 ルギー利用を推進していく必要があります。

24

(6) 木育活動促進プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
木育指導者の数（累計）（人）	—	15	12	80%	B

25

26 ・以前から活動されている2名の木育指導者と協力し、木育講座を開催し、木育指導者の育成を図った結
27 果、令和6年度(2024年度)時点で12人の指導者を養成することができました。

28

・また、講座に参加された方に木育イベントにも参加していただき、今後の指導者としての活動にもつな

1 がるよう取り組みました。

2 ・引き続き木育講座を開催し、指導者の養成を図っていく必要があります。

3

4 (7) 林業人材育成プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業班数（累計）（班）	—	50	13	26%	E

- 5
- 6 ・令和元年度(2019 年度)から開始した基礎研修は、支援対象となる全作業班に対し研修を行っており、
7 技能向上の研修についても全作業班について行う予定であったため、令和7年度(2025 年度)の目標を
8 50 班として取り組みを始めました。
- 9 ・しかし、令和4 年度(2022 年度)以降は育成対象とする作業班を絞り込み、内容の充実をはかった育成
10 に変更して取り組むこととしたため、令和6年度(2024 年度)時点での達成率は 26% と、大きく目標を
11 下回る結果となりました。
- 12 ・引き続き、既就業者の技能向上について、適切な方法を模索しながら取り組んでいく必要があります。
- 13

1 第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

2

3 本県の森林・林業をとりまく現状や人口動向と、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林
4 づくり条例と滋賀県県産材の利用の促進に関する条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取
5 組の基本方向、基本方針を次のとおり定めます。

6

7 1 基本方向

8 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

9

10 2 基本方針

11 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

12

やまの資源をフル活用した収益の最大化

13

14 この基本方針に基づき、次の4つの方針を定めることとします。

方針1 森林づくり
多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

方針2 地域づくり
多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

方針3 産業づくり
森林資源の循環利用による林業の成長産業化

方針4 人づくり
豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

15 4つの方針のイメージ

※ 琵琶湖森林づくり条例（令和2年12月28日改正）に規定する基本理念

（基本理念）

- 1 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

16

※滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（令和5年3月22日制定）に規定する基本理念

（基本理念）

第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。
- (2) 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育および伐採、木材の加工および利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われるよう配慮すること。
- (3) 前号の循環が森林の有する水源の涵養機能を維持し、および増進するとともに、森林の有する二酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。
- (4) 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。
- (5) 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されること。
- (6) 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

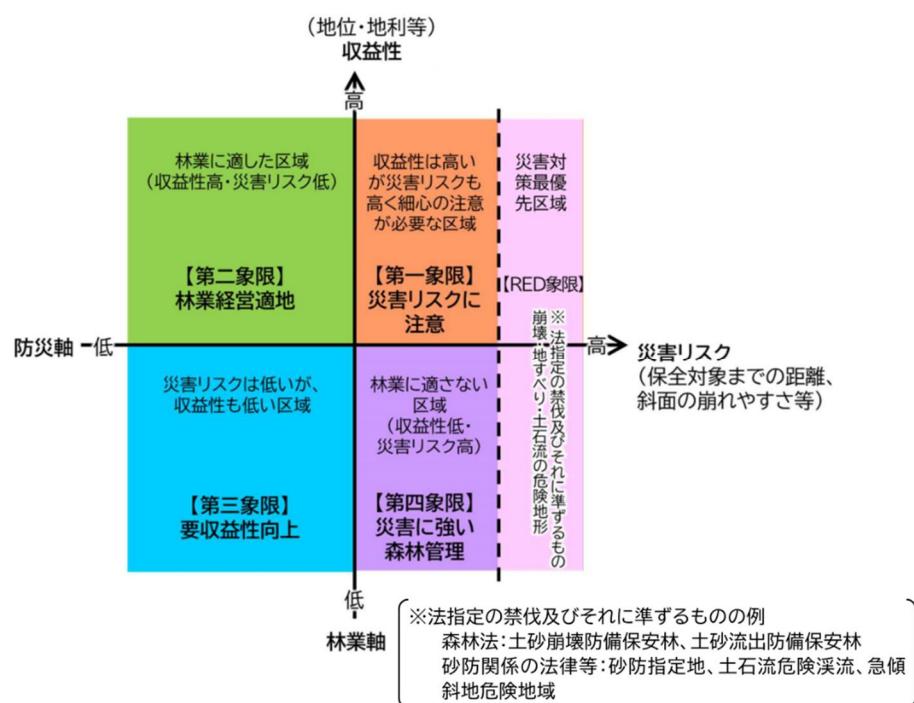
1 3 方針に基づく施策の考え方

2 (1) **方針1** 森林づくり～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

3 本県において人口減少が始まっていますことに鑑み、相当な長期間にわたり、自然のサイクルで多面的
4 機能が維持される仕組みが必要となっています。こうしたことから、将来にわたって琵琶湖の水を
5 育む水源涵養や流域治水としての雨水貯留浸透機能、および二酸化炭素吸収機能や生物多様性保
6 全機能等の多面的機能の持続的な発揮を図り、ネイチャーポジティブを実現するため、ICTも活
7 用しながら収益性や災害リスクを評価し、その特性や条件に応じた施業を行う「適地適業」⁷を基
8 本としつつ、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行うこととします。

10 ※「適地適業」について

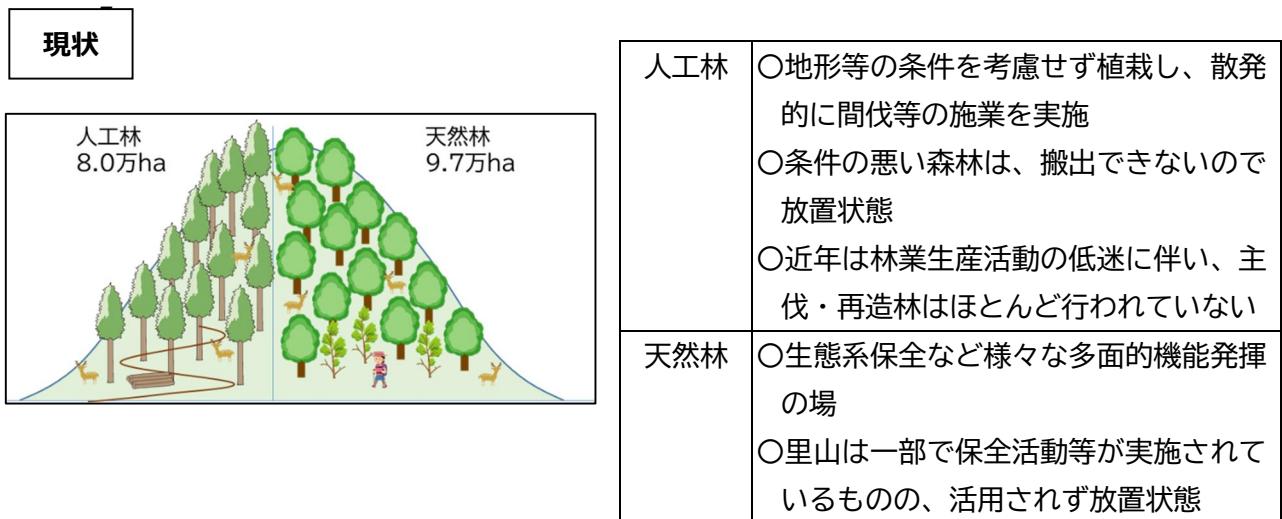
11 適地適業とは、現地の状況に合わせた林業のやり方を選択することです。それを実践していく
12 ためには、整備対象森林について斜面単位で森林の状況を把握し、適切な整備方針を定めるこ
13 とが大切です。琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）（以下
14 「森林整備指針」という。）では、下に示す四象限図のように、収益性と災害リスクの評価結
15 果の組合せごとに4つの森林整備の方針に整理しています。



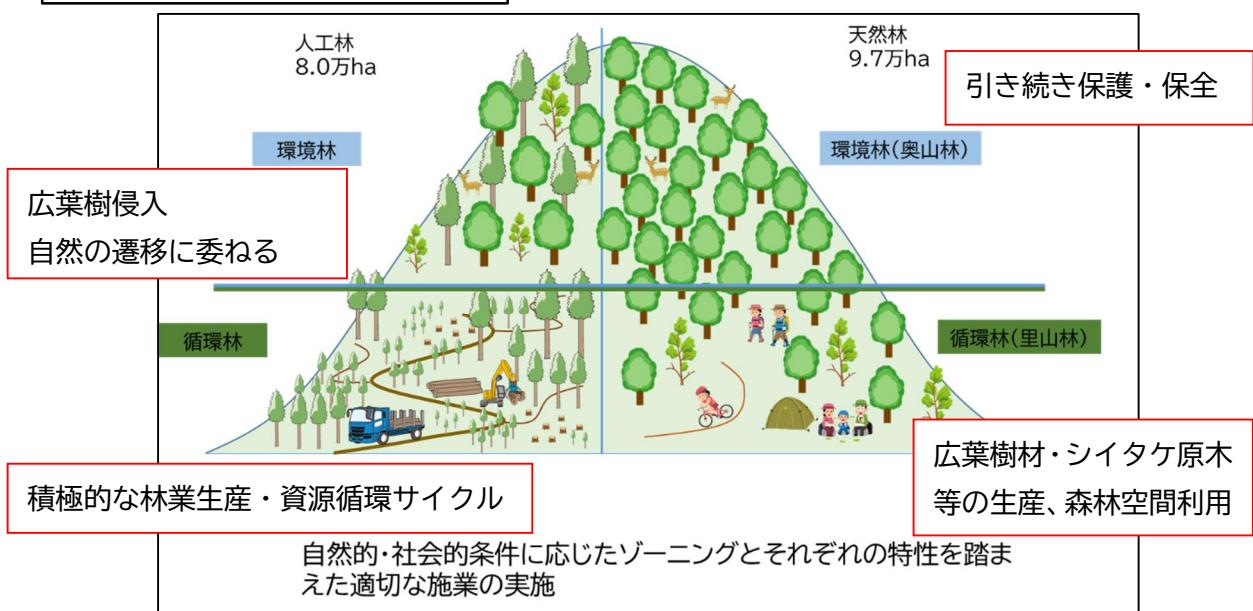
7 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）

1 ア 100年後を見据えた森林の目指す姿

2 人工林と天然林について、それぞれ「循環林」と「環境林」に区分して、そのそれぞれについて100
3 年後の森林の姿を描くこととします。



14 15 100年後の滋賀の森林の姿



目指す森林づくりのイメージ

現状	ゾーニング	現在の姿	100年後の姿
人工林	環境林	 奥山の人工林	 針広混交林 ⁸ (広葉樹の侵入・混交)
	循環林	 搬出間伐による散発的な木材生産	 計画的な搬出間伐と主伐・再造林による森林資源の循環
天然林	環境林	 ニホンジカにより下層植生が衰退している天然林	 植生豊かな天然林
	循環林	 利用されていない里山林	 広葉樹材の利用・新たな森林空間利用

100年後の森林の姿

1
2
3
4

⁸ 単木的に針葉樹と広葉樹が入り混じる混交林のほか、列状やモザイク状に混交する場合や、針葉樹の下層に広葉樹が生育する複層混交林も含みます。

1 イ 将来を見据えた誘導の考え方

2 適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等により、目指すべき状態に誘導します。

3 琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公
4 益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっています。

5 このためには地形、土質、土壤などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必
6 要があります。

7 **(ア)適切なゾーニング**

8 人工林については、「森林整備指針」における「四象限図」の区分や、市町村森林整備計画に
9 における「公益的機能別施業森林」および「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進
10 すべき森林」の区域の区分を参考にしながら、循環林と環境林に区分します。

11 天然林については、集落から離れた奥地林と、集落近くの里山林に区分します。

現状	ゾーニング	条件など	四象限図	公益的機能別施業 森林等（例示）
人工林	環境林	災害リスクが高い、採算性が低い など条件不利地	象限四、三	山地災害防止機能
	循環林 (市場重視型)	傾斜が緩いなど災害リスクが低 い、地位が高い、作業道などのイ ンフラが整備されているなど	象限二	公益的機能別森林 なしかつ 木材生産機能
	循環林 (環境保全型)	災害のリスクはあるものの収益性 が高い、または災害リスクは低 く、インフラが整えば将来的に効 率的な木材生産が期待できるなど	象限一、三	山地災害防止機能 かつ 木材生産機能
天然林	環境林	奥地林	—	—
	循環林	里山林	—	—

14 **ゾーニングの考え方**

15 **※市町村森林整備計画におけるゾーニングについて**

16 市町村森林整備計画では、以下に示す森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の
17 維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域（公益的機能別森林）を定めており、
18 それぞれに施業方法を定めています。

- 19
- 20 ・水源涵養機能
 - 21 ・山地災害防止機能／土壤保全機能
 - 22 ・快適環境形成機能
 - 23 ・保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能

24 また、同様に木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域も定めて
25 います。なお、これらの区域は、重複することを可能としています。

1 (1)ゾーニングごとの目指す姿と施業内容

2 目指す姿に応じた森林整備等を行うことにより、多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指します。

現状	ゾーニング	目指す姿	施業内容
人工林	環境林	多面的機能の持続的発揮 ・針広混交林 ・自然の遷移に委ね低コストで維持・保全	・強度間伐など (・自然の遷移に委ねる)
	循環林 (市場重視型)	積極的に林業生産活動が行われる 森林資源の循環利用が図られる 主な県産材の供給源	(短伐期施業・長伐期施業) マーケットのニーズに応じた生産、 主伐・再造林の促進
	循環林 (環境保全型)	大径材生産等様々な需要に対応した生産林	(長伐期施業) 複層林施業・小面積皆伐など
天然林	環境林	多面的機能の持続的発揮 天然林として引き続き保護、保全	保安林指定など
	循環林	広葉樹材やシイタケ原木、特用林 産物などの生産の場 森林空間利用など新たな資源活用の場	里山整備活動 森林サービス産業の展開

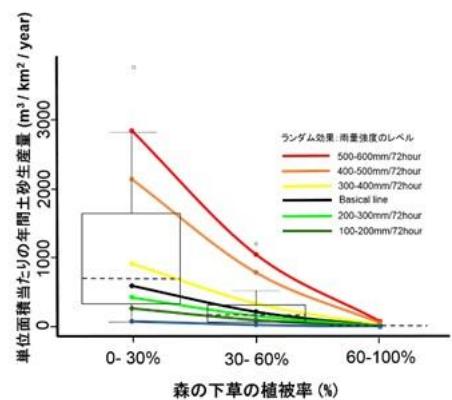
各区分の考え方

※森林整備による効果

森林整備（除間伐）を行うことで、森林内の光環境が改善され、下層植生（下草）が繁茂します。

琵琶湖環境科学研究所の研究⁹で、琵琶湖流域の森林における土砂流出を調査研究したところ、下草に60%以上覆われている森林では、30%未満しか覆われていない森林に比べて、単位面積あたりの年間土砂流出量が97%減少するというように、下草の繁茂によって森林からの土砂流出が低減することが定量的に示されました。

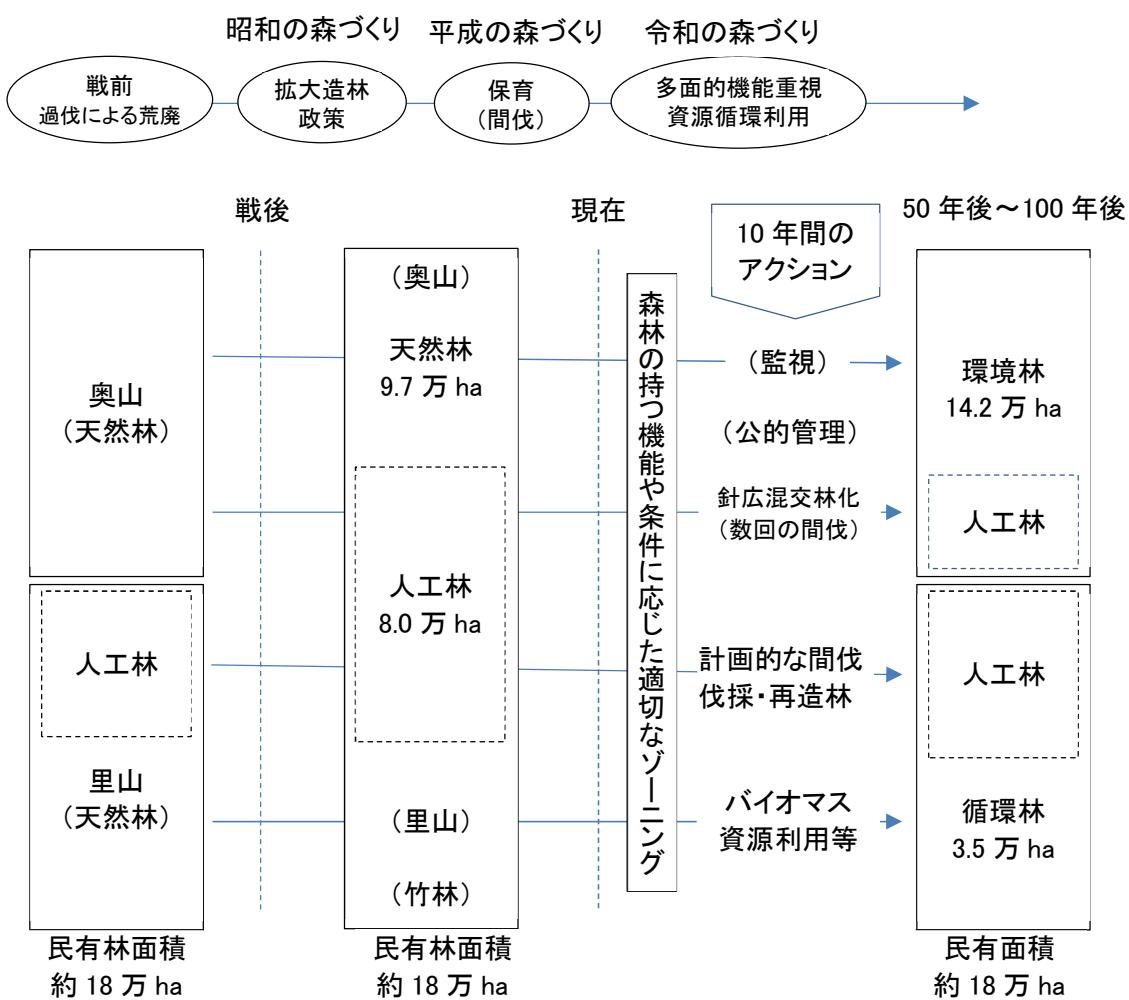
また、その減少効果は72時間の総雨量が400mmを超えるような豪雨でも有効である可能性が示されました。



森の下草の植被率と単位面積当たりの土砂生産量の回帰分析結果に基づくグラフ

⁹ The risk reduction effect of sediment production rate by understory coverage rate in granite area mountain forest. (Mizuno et al. 2021) [Scientific Reports 11: 14415.]

1 (ウ)森林の誘導のイメージ



26 (エ)誘導の考え方に基づくゾーニングの事例

27 「適地適業」の考え方に基づき、実際のゾーニングを進めていくためには、立地条件のほか、災
28 害リスクや所有者の意向、林業専用道等の基盤整備状況や林業機械の技術革新などを踏まえた詳
29 細な検討が必要です。

30 ここでは、「循環林」と「環境林」の考え方の目安として、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価¹⁰」
31 に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を
32 参考に、「収益性と災害リスクを考慮した森林ゾーニングの手引き」¹¹を用いてゾーニングを行う
33 場合の事例を示します。

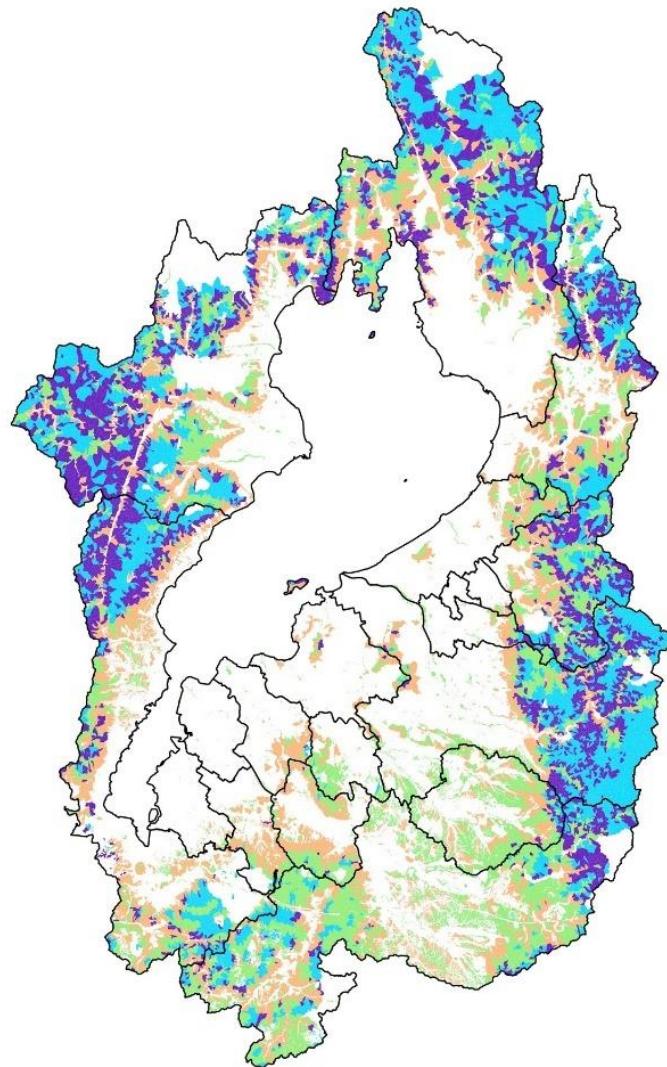
34 なお、ここに示す数値や因子は、一つの目安であることに留意が必要です。また、航空レーザ計
35 測による森林資源解析が全県で完了することから、今後は森林資源や地形の詳細な情報を活用し
36 たゾーニングが可能になります。

¹⁰ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島永裕ほか 2018.）〔水利科学 62:32-49.〕

¹¹ (令和5年(2023年)6月、林野庁)

区分	評価の 高低	面積 (民有林)	因子の例
第一象限 (災害リ スク注意) ■	収益:高 災害:高	約 47 千 ha	収益性:地位 (肥沃度)、集材効率 (傾斜)、地 利 (林道からの距離) を点数化 災害リスク:地形の複雑さ (曲率の標準偏差)、 傾斜、保全対象の有無(土砂災害警 戒区域等)を点数化
第二象限 ■ (林業適地)	収益:高 災害:低	約 48 千 ha	
第三象限 ■ (要収益性向上)	収益:低 災害:低	約 47 千 ha	
第四象限 (災害に 強い森林管理) ■	収益:低 災害:高	約 41 千 ha	
合計		約 183 千 ha	

ゾーニングの因子例



「因子例」に基づくゾーニング

1 (2) **方針2** 地域づくり～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

2 森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に
3 推進します。

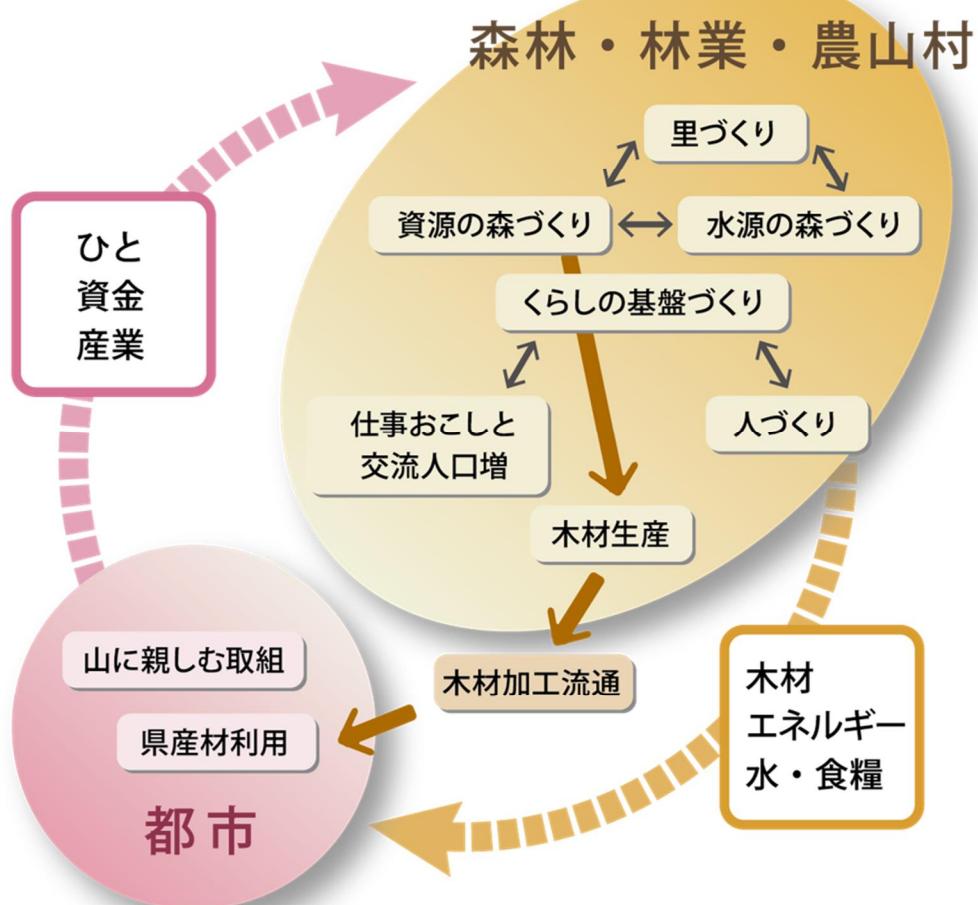
5 **・目指す地域の姿**

6 現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。

7 こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していく
8 ための様々な基盤づくり・環境づくりが必要です。

9 様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経
10 済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指します。

12 「やまの健康」¹²の推進



¹² 「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を目指すこと。

1 (3) **方針3 産業づくり～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～**

2 森林所有者への利益還元や林業従事者の所得増を目指すため、搬出間伐に加えて主伐・再造林を
3 計画的に進め、森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産
4 業の活性化を、10年後を見据えながら推進します。

5 **・目指す林業・木材産業の姿**

6 I C Tを活用した森林資源の把握や川上における林業生産活動と併せ、県産材の安定供給や輸
7 出をはじめとする安定的な出荷先の確保、様々な用途への確実な利用を促進することにより、種苗
8 生産、森林整備、素材生産、建築、木質バイオマス利用など、適切なサプライチェーンが構築され、
9 森林資源の循環利用に関わる多様な県内産業が活性化している姿を目指します。

双向の情報共有 サプライチェーンの構築	川上	主伐・再造林の促進、林業専用道等の整備や機械化等の基盤整備、林業のI C T化による持続的な林業活動の推進（県産材利用促進条例第11、16条関連）
	川中	本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外への出荷、連携・協業等による県産材の加工や流通体制の改革（県産材利用促進条例第12、17条関連）
	川下	住宅や公共施設、民間非住宅での利用促進、木質バイオマス等の様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進（県産材利用促進条例第13、14、15、19条関連）

11 森林経営計画の作成促進
12 間伐等森林整備の推進



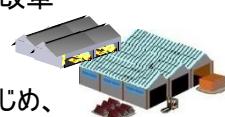
13 川上…計画的な主伐・再造林の実
14 施、効率的な伐採・木材生産、
15 路網、機械等のインフラ整備
16 集約化、境界明確化



17 育てる → 伐る

18 ↑ 成長産業化に向けた
19 健全な林業のサイクル

20 川中…本県の地の利を活かし、ニ
21 ズに対応した県内外への出荷・加
22 工・流通体制の改革



23 植える ← 使う

24 川下…民間非住宅をはじめ、
25 多様な用途での県産材利用



26 公共施設

27 住宅

28 CLT

29 再造林の低コスト化の推進
県内種苗生産の推進



29 木育



29 木製品

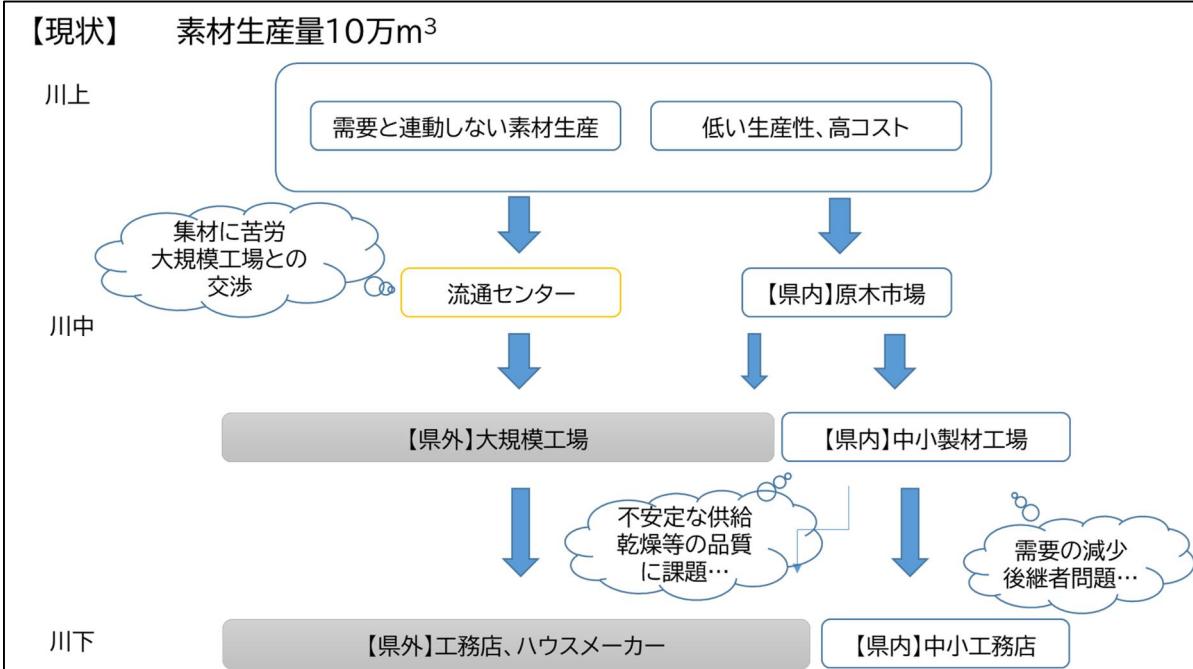


29 製紙用チップ・バ
イオマス燃料

林業の成長産業化のイメージ

1 林業・木材産業の現状

- 2 · 需要と連動しない素材生産が行われており、木材の安定供給に不安がある。
- 3 · 生産性が低いため、山主の収益が少ない。
- 4 · 素材生産量が少ないため、大型製材工場との価格交渉力がない。
- 5 · 川上と川中の情報共有が不足しているため、木材需要に応えることができない。
- 6 · 県内の製材工場では、後継者問題が発生しつつある。
- 7



9 林業・木材産業の現状

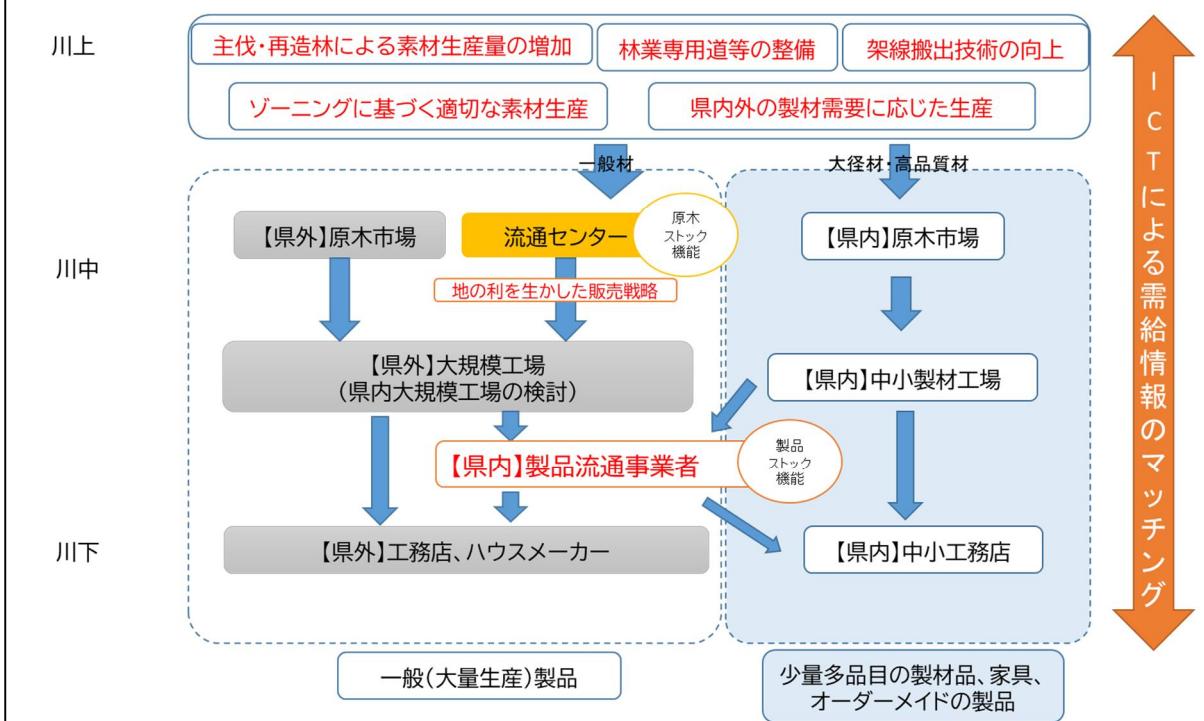
10

11

林業・木材産業の将来～10年後（2030年度）～

- ・主伐・再造林による素材生産量が増加し、素材生産量は16.5万m³となる。
- ・林業専用道等の基盤整備が進み、ゾーニングに基づく適切な素材生産が行われる。
- ・川上、川中、川下の双方向の情報共有が行われ、製材需要に応じた生産が行われる。
- ・県内製品流通事業者と中小製材工場が連携し、地の利を生かしたサプライチェーンが構築される。
- ・木材流通センターが核となり、県外大型工場向けに地の利と情報を活かした出荷が行われる。
- ・将来の県内大型工場の立地に向け、検討が始まる。
- ・中小製材所では、大径材や高品質材の製材が行われ、地元の工務店に向け多様な木製品が生産される。

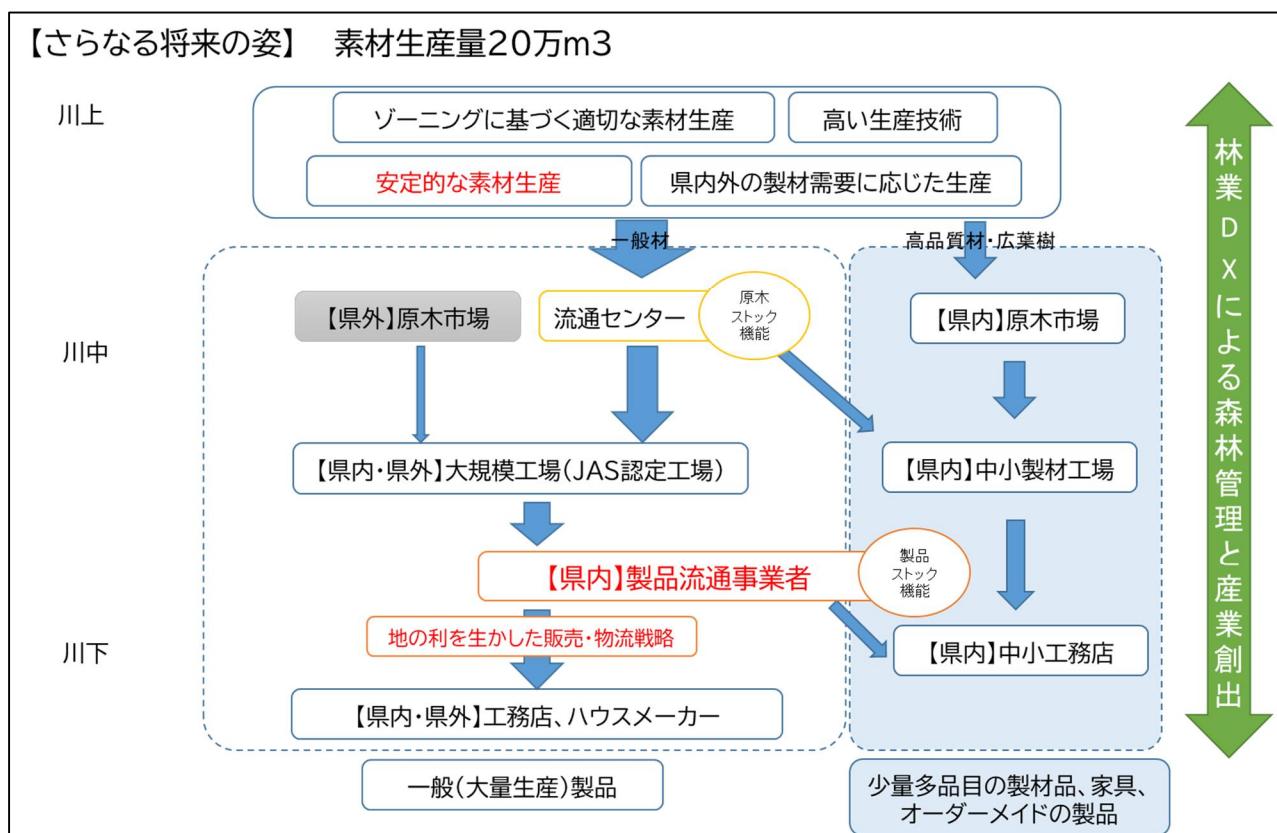
【将来(10年後)】 素材生産量16.5万m³



林業・木材産業の将来イメージ（10年後）

1 林業・木材産業の将来 ~さらなる将来の姿~

- 2 · 主伐・再造林が進み、バランスの取れた林齢構成を目指す。
- 3 · 循環林から20万m³の素材が安定的に生産される。県内木材需要に応えるとともに、県外にも
- 4 製品が出荷される。
- 5 · 県内に大型の製材工場が立地され、県内外の工務店やハウスメーカーに対し、地の利を生かし
- 6 た出荷が行われる。
- 7 · 中小製材工場の連携が進み、適正な在庫管理によりニーズに応じた製品の供給が行われる。
- 8



9 林業・木材産業の将来イメージ (さらなる将来の姿)

10
11
12
13
※ 川上・川中・川下の連携強化により流通の効率化やマーケットインの視点に立
った需要に応じた製品の安定供給を進めます。

1 (4) **方針4 人づくり～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～**

2 森林・林業・木材産業や農山村の活性化に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担
3 う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

4 · 目指す人づくりの姿

5 【森林・林業・木材産業の担い手の確保・育成】

6 「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者
7 の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行います。（県産材利用促進条
8 例第18条関連）

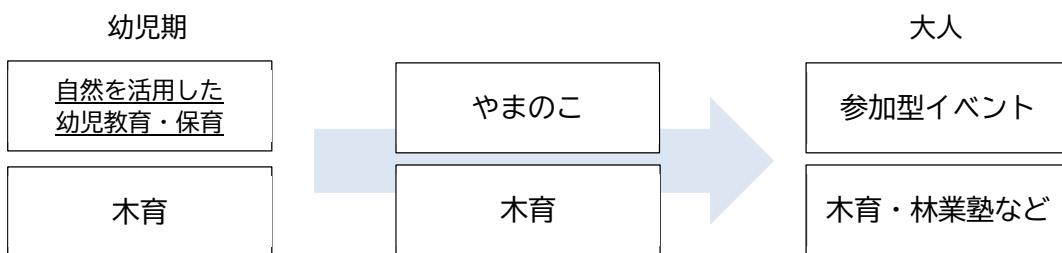
9 また、県産材の利用を促進するために、他機関と協力し、木造建築に関わる設計士や施工に携わる
10 者、製材所等の人材育成を行います。（県産材利用促進条例第18条2関連）

11 【森林環境学習】

12 自然の中での体験を重視した自然保育や「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継
13 続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深めます。

14 【木育】

15 木育拠点を整備することで、あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意
16 義への理解を広めます。（県産材利用促進条例第19条関連）



24 **※ しが木育の推進**

滋賀の木育、「しが木育」とは、子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組です。

本県では、『つなぐ「しが木育」指針』を策定し、木育を通じて木の持つ癒しやぬくもりを感じ健康で快適に暮らすとともに、「やま」や森林に関心や慈しみを持つことにより「やまの健康」・「健康しが」が実現され、滋賀の木づかいの文化や森川里湖のつながりが次の世代に引き継がれている姿を目指します。



4 SDGs（持続可能な開発目標）およびMLGsの達成に向けた取組

SDGsには、17の目標の下に169のターゲットがあり、森林・林業・木材産業に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsおよびMLGsの達成を目指しています。本計画を推進することで、以下のとおり、SDGsおよびMLGsのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDGsおよびMLGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連分野
4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	森林環境学習
	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	森林・林業人材育成
6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	森林整備 森林生態系保全
7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 	7.2 2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	木質バイオマス利用
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	森林・林業人材育成 林業生産活動振興
9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	林業生産活動振興

<p>11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p></p>	<p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p>	<p>治山事業</p>
<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p></p>	<p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>	<p>農山村活性化 県産材利用</p>
<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p></p>	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p>	<p>農山村活性化 県産材利用</p>
<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p></p>	<p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようする。</p>	<p>県民協働による森林づくり</p>
<p>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p></p>	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<p>森林吸収源対策</p>
	<p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p> <p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p>	<p>森林整備 森林生態系保全</p>
<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p></p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	<p>森林施策全般 県民協働による森林づくり</p>

SDGs × MLGs

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1								●	●	●			●
2		●											
3								●	●	●	●	●	●
4			●			●			●	●	●	●	●
5											●	●	●
6	●	●		●	●	●				●	●		
7							●						
8		●	●		●	●	●	●	●		●	●	
9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
10										●	●		●
11	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	●	●		●		●			●		●	●	●
13	●	●	●		●		●			●			
14	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
15	●	●	●		●	●	●		●	●			●
16										●	●	●	●
17				●		●			●	●	●		●

1

2

「マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ」より引用

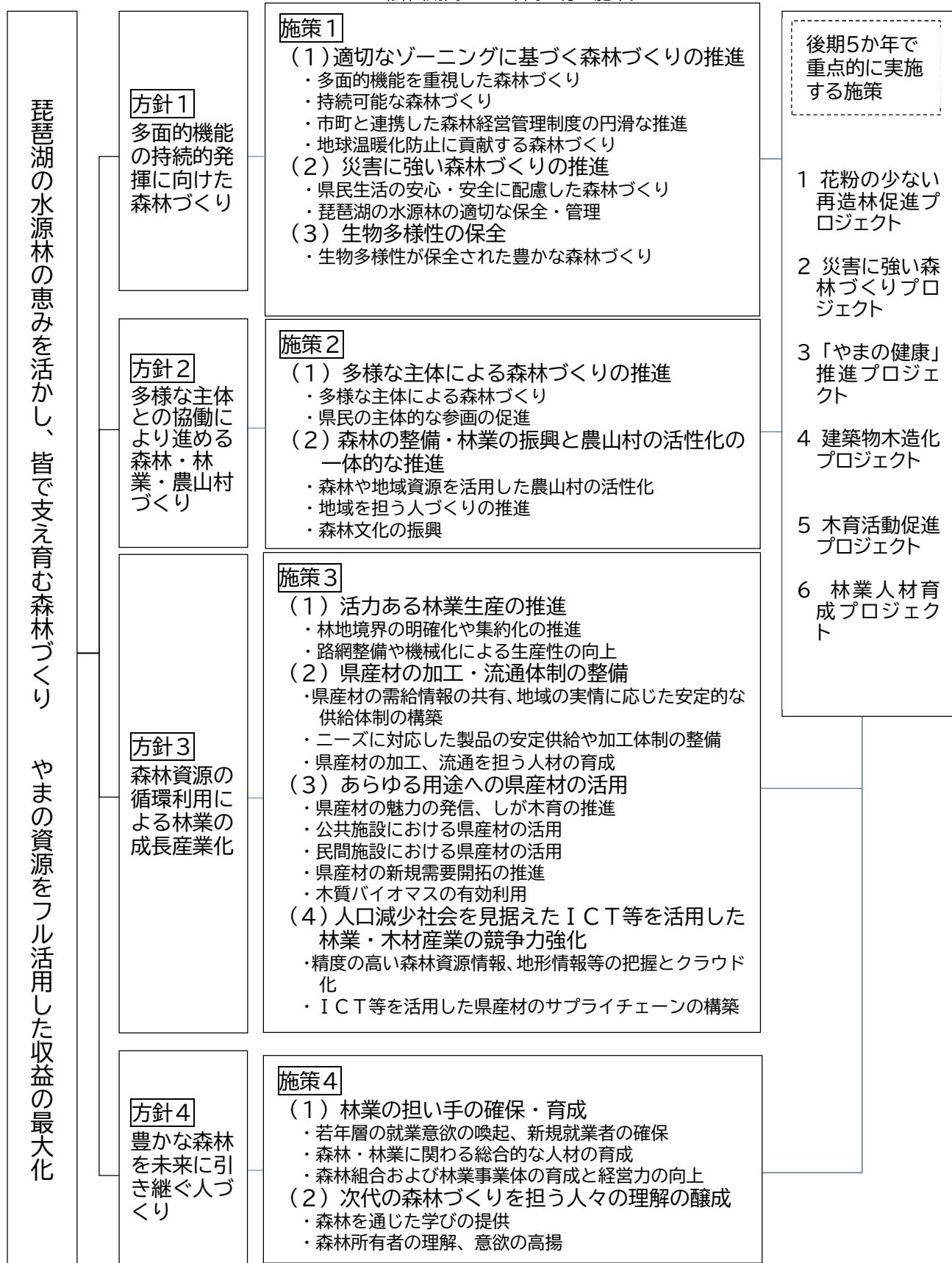
1 第5 施策の体系

2 基本方針

方針

基本施策 (計画期間の10年間で行う施策)

重点プロジェクト



1 第6 基本施策

2 計画期間の10年間に行う基本的な施策を以下のとおり定めます。

3 1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

4 森林の持つ機能や立地条件などを的確に判断し、ゾーニングに応じた林業生産活動を促進するとともに、生産活動に適さない人工林では強度間伐を行い下層植生の繁茂を促すなど、適切な状態への誘導を図ります。また、身近な里山や、奥山の天然林についても、適切な保全を図ります。

5 森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物に対して被害防除や生息環境管理を行うなどの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生や流域治水における雨水貯留浸透機能など、多面的機能の持続的発揮に貢献します。また、世界農業遺産の構成要素としての水源林の保全や、琵琶湖保全再生法に規定する森林の整備・保全にも貢献します。

6 (1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

7 ア 多面的機能を重視した森林づくり

8 ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します。

9 ② 航空レーザ計測等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取り得し、その活用による森林所有者や境界の明確化および既存の森林資源情報の精緻化に努めます。

10 ③ 森林クラウドの運用や人工衛星による監視の仕組みの導入などにより、森林資源情報や施業履歴等の効率的な収集と確実なデータ更新を進めます。

11 ④ 森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林経営計画に基づく計画的な除間伐を推進します。

12 ⑤ 針広混交林化や複層林化など、多様な樹種や齡級で構成された森林への誘導を促進します。

13 ⑥ 針広混交林への誘導手法や効果の検証など、環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を継続的に実施し、科学的知見に基づいた森林づくりを行います。

14 ⑦ 公的に管理された森林が、多面的機能を高度に発揮するよう、県営（有）林について適切な森林整備に努めるとともに、造林公社営林地、市町有林、財産区有林および一部事務組合有林等について適切な森林整備が行われるよう支援します。

15 ⑧ 造林公社営林地については、分収造林事業が収束した場合でも、残された森林が多面的機能を高度に発揮することは重要であることから、適切に森林整備を行う体制について検討を行います。

16 ※「滋賀県分収造林事業あり方検討会」としての議論のとりまとめについて

17 令和6年(2024年)9月から、「滋賀県分収造林事業あり方検討会」を設置し、造林公社のあり方を議論・検討いただき、令和7年(2025年)9月にその結果がとりまとめられました。

18 4つの論点について、①分収造林事業については、中長期的に収束すべきであり、②公社林の管理については県有林化の選択肢も含め県が主体となる前提で、実現可能な範囲内で市町との連携を図るべき、③債務整理については債権者が債権の全額を放棄せざるを得ないのではないか、④公社組織については解散すべきではないか、と取りまとめられました。

1 イ 持続可能な森林づくり 県産材利用促進条例第 11 条関連

- 2 ① 主伐・再造林に対する森林所有者の機運を醸成することにより主伐・再造林を促進し、県産苗木に
3 よる人工林の適切な更新を図るとともに、花粉発生源対策に貢献します。
- 4 ② 花粉の少ない森林への転換促進および「新しい林業」¹³の構築に向けて、伐採・造林一貫作業等の
5 再造林の低コスト化への取組の支援や、ドローンによる苗木等資材の運搬や I C T ハーベスタ¹⁴等
6 の活用による効率化・省力化を支援します。
- 7 ③ 再造林に対応したエリートツリー¹⁵等の種苗の生産体制の強化を図ります。
- 8 ④ 少花粉スギ・ヒノキやマツ材線虫抵抗性マツなど、ニーズに対応した林木育種を推進します。
- 9 ⑤ 関係団体による再造林支援体制の構築を支援します。
- 10 ⑥ 再造林地において、効果的なニホンジカの被害防除対策の実施と併せ、ニホンジカの捕獲の推進を
11 図り、人工林の確実な更新を図ります。

12 ウ 市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進 県産材利用促進条例第 11 条関連

- 13 ① 森林経営管理制度に基づく施策の推進のため、県と市町が連携して境界の明確化や森林の経営管理の
14 集積、公的管理を進める新たな枠組みを検討・推進します。
- 15 ② 「滋賀県森林整備協議会」の場等を通じ、森林所有者への意向調査や境界明確化の助言を行うとともに
16 実効性のある仕組みの構築を推進します。

17 エ 地球温暖化防止に貢献する森林づくり 県産材利用促進条例第 11 条、第 13 条第 1 項、第 15 条関連

- 18 ① 計画的な除間伐や間伐材等の適切な仕分けによる多目的利用を実施することにより、森林吸収源対
21 策を促進します。
- 22 ② 生長旺盛な森林づくりにより二酸化炭素の吸収・固定を促し、森林吸収源として GX 推進戦略や
23 “しが CO₂ ネットゼロ” ムーブメントに貢献する観点から、伐採・生産された県産材の利用に取
24 り組み、再造林等により森林の若返りを図ります。
- 25 ③ 間伐材や林地残材等を活用し、再生可能エネルギーの一つである木材チップ等の木質バイオマス燃
26 料の生産・利用を促進します。
- 27 ④ 排出量取引の義務化も見据え、計画的な除間伐に基づいた森林管理プロジェクトによる J-クレジ
28 ットの創出や、環境意識の高い企業等とクレジットの取引を行うカーボン・オフセットの取組を支
29 援し、さらなる森林整備や森林吸収源対策を促進します。

30 31 32 ¹³ 省力化・ICT 化等により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を目指す林業のこと。

¹⁴ ハーベスタは、立木の伐倒し、枝を除去し、長さを測定して切断し、切断した木材を集積する作業を連続して行う機能を備えた林業機械である。ICT ハーベスタとは、従来の機能に加え、木材の材積を自動計測するなど素材生産のデータ管理機能を持つものや、幹 1 本が最大の価格となるように自動的に採材する機能等を持つハーベスタのこと。

¹⁵ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。

※森林における二酸化炭素吸収量

滋賀県の森林に係る二酸化炭素吸収量については、国において収集した森林簿データ、成長モデル、施業履歴等をもとに算定した森林吸収量を本県の森林面積等で按分しています。

滋賀県における令和5年度(2023年度)の吸収量は41.9万t-CO₂でした。

また、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」において、本県の森林簿データ、目標再造林面積等をもとに、令和12年度(2030年度)の吸収量の目標値を28万t-CO₂、令和22年度(2040年度)の目標値を20万t-CO₂と定めています。

なお、森林の二酸化炭素吸収量算定の根拠となる林分収穫予想表について、現行のものはまだ高齢林の少ない時期に作成されたものであり、80年生を越える高齢林に対する成長予測が十分ではないことから、当県においても林分収穫予想表の見直しが課題となっています。

1

2 (2) 災害に強い森林づくりの推進

3 ア 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり

4 ① 山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進します。

5 ② 山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努めます。

6 ③ 航空レーザ解析結果やドローンの活用等により、森林の地形や樹木の生育状況、土壤の浸食箇所などを詳細に可視化・分析し、効果的な防災・減災対策を進めます。

7 ④ 道路等のライフルライン沿いで危険木除去や間伐等の森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図り、減災に資する森林整備を推進します。

8 ⑤ 林野火災・風倒木等の森林被害の未然防止に努めるとともに、二次被害防止に向けた再植林等の復旧の取組を推進します。

9 ⑥ 近年の気候変動を踏まえた災害に強い森林づくりに向け、効果的な森林整備手法について調査、検討を行います。

10 ⑦ 流域の広域的な課題に対し、部局連携を図りつつ、治山事業を始めとする土砂発生源対策の取組を推進します。

11 イ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

12 ① 森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を把握し、不適切な土地利用を監視・指導することにより、水源林の適正な管理を推進します。

13 ② 「水源林保全巡視員」を配置し、森林の地形や被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握し、その対策に資することとします。

14 ③ 人工衛星等による森林監視の仕組みを導入することで、森林の変化を適時的確に把握します。

15 (3) 生物多様性の保全

16 ア 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

17 ① 植栽によらず、自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な森林生態系の保全を図ります。

- 1 ② 多様な主体による捕獲や担い手の育成、他府県との連携による効果的な捕獲等によりニホンジカの
2 生息密度の低減を図ります。
- 3 ③ 被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進します。
- 4 ④ 奥山の天然林に代表される巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や、里山における
5 農山村文化の継承・発展などの取組を支援します。
- 6 ⑤ ナラ枯れや野生動物による森林被害等、森林病虫獣害の防除を推進します。
- 7 ⑥ 企業と連携した生物多様性保全の取組を支援します。
- 8
- 9

10 【基本指標】

11 1-1 適切なゾーニングによる森林の多面的機能の高度発揮

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%
合成公図作成面積	11,259ha	42,000ha

13 1-2 生物多様性の保全

指標	平成29年度（2017年度） (前回計測時)	令和12年度 (2030年度)
下層植生衰退度3以上の森林の割合	19%	10%

16 注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「無被害」および「衰退度0」から「衰退度4」までの6段階に区分している被
17 害程度のうち「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。
18 (平成24年度に調査を行い180か所中36か所が「衰退度3以上」) (この指標については、5年後を目途に調査を行う。)
19

1 2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

2
3 (1) 多様な主体による森林づくりの推進
4 ア 多様な主体による森林づくり 県産材利用促進条例第16条関連

- 5 ① 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするととも
6 に、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援しま
7 す。
- 8 ② 森林づくりに関心のある企業が、森林整備をはじめ森林空間や木材の利活用、カーボン・オフセッ
9 ト、生物多様性保全など、それぞれのニーズに応じた形で森林と関われるよう、「琵琶湖企業の森
10 コンソーシアム」の運営などを通じて支援します。
- 11 ③ 森林組合や地域、NPOなど多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われる
12 よう支援します。

13 イ 県民の主体的な参画の促進

- 14 ① 本県の森林の多面的機能の恩恵について、近江富士花緑公園¹⁶をはじめとした森林公園を活用する
15 など、様々な媒体を通じた情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進し
16 ます。
- 17 ② 10月1日のびわ湖水源のもりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のもりづくり月間における森
18 林づくり活動を促進します。
- 19 ③ 琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森
20 林所有者との上下流連携による森林づくりや、森林体験施設における下流の住民や企業を対象とし
21 た「やまのこ」プログラムの提供を推進します。
- 22 ④ 第72回全国植樹祭のレガシーとして、森林・林業や農山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、
23 将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」
24 取組を進めます。
- 25 ⑤ 緑の少年団¹⁷をはじめとした緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図ります。
- 26 ⑥ 企業からの支援、木育拠点整備を契機として、近江富士花緑公園をはじめとした森林公園の魅力を
27 高め、より多くの県民に森林や木のぬくもりに触れていただけるようにします。

28 (2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

29 ア 森林や地域資源を活用した農山村の活性化 県産材利用促進条例第16条関連

- 30 ① 森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした商品やサービスの提供や都市部と
31 の交流などに取り組むことによって、移住・定住を促進するなど、農山村の活性化を推進します。
- 32 ② 特用林産物や森林空間の活用を行う森林サービス産業¹⁸など、農山村地域から生み出される資源に

¹⁶ 野洲市三上にある県立森林公園。

¹⁷ 次代を担う子供たちが緑を育てる活動を通じ、心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。滋賀県では63団が結成されている。

¹⁸ 山村の活性化に向けた関係人口の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。

1 着目した、新たな商品の開発等を促進します。

2

3 イ 地域を担う人づくりの推進 **県産材利用促進条例第16条関連**

4 ① 農山村の資源を活かした新たな森林・林業のビジネスを展開できる経営力のある人材の育成を支援
5 します。

6 ② 森林所有者の自発的な森林整備や生産活動を促進するため、林業研究グループや自伐型林業団体の
7 活性化を図ります。

8

9 ウ 森林文化の振興 **県産材利用促進条例第19条関連**

10 ① 林業遺産に認定された「木地師」などの森林文化や林業技術についての情報発信等を通じて、地域
11 の活性化に努めます。

12 ② 県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的な遺産として保全し、その継承に努めます。

13

14

15 【基本指標】

16 2-1 多様な主体による森林づくりの推進

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
森林づくりに関する講座等への参加者数※（累計）	66人	1,400人

17 ※ 森林づくりに関する講座等とは、森林や森林づくりに関心を持ち、積極的に関わる人材を養成するために、県や市町等
18 が実施する講座や研修会等のこと。現状値は過去3年間（平成29年度～令和元年度）の平均。

19 2-2 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

指標	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11企業等	30企業等

1 3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

2 (1) 活力ある林業生産の推進 **県産材利用促進条例第11条関連**

3 ア 林地境界の明確化や集約化の推進

- 4 ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します（再掲）。
- 5 ② 航空レーザ計測等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者
- 6 や境界の明確化および既存の森林資源情報の精緻化に努めます（再掲）。

7 イ 路網整備や機械化による生産性の向上 **県産材利用促進条例第11条、第16条関連**

- 8 ① 素材生産の効率化を図るため、森林組合等の林業事業体による高性能林業機械の導入を支援し、低
- 9 コスト施業を推進します。
- 10 ② 周辺環境と調和を図りながら林道、林業専用道、森林作業道等の路網の整備に努め、トレーラーが
- 11 進入可能な土場の整備や、地域の実情に応じた作業システムに基づく効率的な素材生産を推進する
- 12 ことにより、森林所有者や林業従事者の所得向上に努めます。
- 13 ③ 花粉の少ない森林への転換促進および「新しい林業」の構築に向けて、ドローンによる苗木等資材
- 14 の運搬やICTハーベスター等の活用による効率化・省力化を支援します。（再掲）
- 15 ④ 航空レーザ計測等による精度の高い地形情報を活用した路網作成支援ソフトの導入による業務の
- 16 効率化を支援します。
- 17 ⑤ 県産材の安定供給を図るため、主伐・再造林の計画的な実施を推進します。
- 18 ⑥ 森林組合合併によるスケールメリットを活かした施業の効率化や林業機械の稼働率の向上を支援
- 19 します。
- 20 ⑦ 車両系と簡易架線系システムを組み合わせた素材生産の低コスト化を推進します。

22 (2) 県産材の加工・流通体制の整備 **県産材利用促進条例第12条第1項関連**

23 ア 県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築

- 24 ① 木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県
- 25 内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備します。
- 26 ② ICTの活用による流通の効率化や、木材流通センターの機能強化を図ります。
- 27 ③ 広葉樹材についても需要者のニーズに応じた供給ができる仕組みを検討します。

29 イ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備 **県産材利用促進条例第12条第1項、第14条**
31 **関連**

- 32 ① びわ湖材産地証明制度に関する取組を支援し、森林関係法令に基づき合法的に生産された県産材が
- 33 消費者の目に触れる機会を増やします。
- 34 ② 県内外の製材工場の連携や県内製材工場の協業化により、地域のニーズに応じた県産材製品の供給
- 35 が行われるよう支援します。
- 36 ③ 県内の製材工場が品質や規格が明らかなJAS製品を供給できるよう、JAS等の認定の取得を支
- 37 援します。
- 38 ④ CLTなど県内で加工ができない製品について、県外工場との連携を図ることにより納期の短縮や

1 コスト低減に取り組み、利用を促進します。

2 ⑤ 中小製材工場に対し、事業の継続に必要な支援を行います。

3 ⑥ 木材需要側（製材工場等）と供給側をＩＣＴで繋ぎ、木材生産・流通の合理化を促進するとともに、
4 ＩＣＴの活用による生産性および品質の向上を支援します。

5 ⑦ 滋賀県の特性を踏まえた大型製材工場の設置に向け、検討を行います。

6

7 ウ 県産材の加工、流通を担う人材の育成 **県産材利用促進条例第18条第1項関連**

8 ① 森林組合等が搬出現場において、販売先のニーズに対応した木材供給や効率的な仕分けが行えるよ
9 う支援します。

10 ② 木材加工・流通分野の人材育成を支援します。

11 ③ 木材流通センターにおいて、県内外の需要者との取引のコーディネートができる人材の育成を支援
12 します。

13

14 （3）あらゆる用途への県産材の活用

15 ア 県産材の魅力の発信、木育の推進 **県産材利用促進条例第14条、第19条関連**

16 ① 県産材を使用した建築物等において、その機能性や環境貢献効果等の情報を発信することにより、
17 消費者による県産材の選択的な消費につなげます。

18 ② 品質やデザイン性に優れた魅力的な県産材製品を紹介し、消費者の木材利用への関心を高めます。

19 ③ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、子
20 どもをはじめとした様々な世代を対象に段階的に「しが木育」を推進します。

21 ④ 「しが木育」推進のため整備した木育拠点施設を活用し、更なる情報発信と普及啓発に努めます。

22 ⑤ 観光・教育分野等の多様な主体との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を
23 推進します。

24 ⑥ 木育指導者認定制度や木造建築にかかる表彰制度を設けるなど、木材を利用する文化や伝承する活
25 動を支援します。

26

27 イ 公共施設における県産材の活用 **県産材利用促進条例第13条第1項、第2項関連**

28 ① 「建築物における滋賀県産木材の利用方針¹⁹」に則り、県自らが公共建築物の木造化・木質化等の
29 県産材の活用に努め、府内の連携体制をより一層強化しながら、新たに整備・改修する県施設は全
30 て木質化します。

31 ② 市町への助言等の支援を行い、県と市町が連携することにより、市町公共施設における県産材の利
32 用を促進します。

33

34 ウ 民間施設における県産材の活用 **県産材利用促進条例第12条第1項、第14条、第18条第2項関
35 連**

36 ① 住宅における、構造材、内外装材および外構部材等への県産材の利用を促進します。

¹⁹ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年10月1日法律第77号）第11条の規定に基づく滋賀県の方針。

- 1 ② 波及効果の高い商業施設や倉庫などの非住宅建築物において、一般流通材やC L T、2×4スタッ
2 ド等の構造材、内外装材や家具などの木製品でも県産材が活用されるよう助言や普及啓発等に取り
3 組みます。
- 4 ③ 建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等との協定の締結を推進します。
- 5 ④ 改正クリーンウッド法²⁰に対応するために、デジタル技術を活用した合法木材のトレーサビリティ
6 システムの構築を推進します。
- 7 ⑤ 中大規模建築物の木造化のため建築士等の人材の育成や、木造化促進アドバイザーによる助言等の
8 支援に取り組みます。
- 9 ⑥ 建築士等が主体となった県産材利用促進団体の設立やその団体による民間施設の木造化促進等の
10 活動を支援します。

11 **工 県産材の新規需要開拓の推進 県産材利用促進条例第 14 条、第 17 条関連**

- 12 ① 交通網が発達し、都市部とも近い本県の特徴を活かし、県産材製品が県外でも取引されるよう、業
13 界団体と連携し、P Rなど販路拡大の取組を促進します。
- 14 ② 森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどに
15 より、実用化を促進するとともに、技術の普及や施策への反映を図ります。

16 **オ 木質バイオマスの有効利用 県産材利用促進条例第 15 条関連**

- 17 ① 未利用となっている木質バイオマスを有効利用することは、脱炭素社会の構築に寄与することから、
18 木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- 19 ② 木質バイオマス利用に関する新たな用途の開拓や企業と連携した技術の調査研究および開発を支
20 援します。

21 **(4) 人口減少社会を見据えた I C T 等を活用した林業・木材産業の競争力強化**

22 I C T化・A I活用等により、精緻な森林資源情報の把握や、原木流通情報の合理化等を行い、スマ
23 ート林業の構築に努めます。

24 **ア 精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握と利便性の向上 県産材利用促進条例第 11 条関連**

- 25 ① 航空レーザ計測等の精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、市町や森林組合等の林業事業体
26 との情報の共有や林業活動に活用するための環境整備を支援し、スマート林業を推進します。
- 27 ② 森林クラウドを構築し、効率的な林業経営の基盤整備の推進を行います。
- 28 ③ 森林資源解析データをオープンデータ化し、研究機関や産業界と連携し、A I活用等も含め効果的
29 なデジタルデータの活用を検討します。

30 ²⁰ クリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 48 号)
31 の改正法が令和 7 年(2025 年)4 月 1 日に施行され、木材関連事業者に対し木材の合法性確認が義務化さ
32 れた。

1 イ ICT等を活用した県産材のサプライチェーンの構築 県産材利用促進条例第12条第1項関連

2 ① 素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援します。

3 ② 木材需要側（製材工場等）と供給側をICTでつなぎ、木材生産・流通の合理化を促進します。（再
4 揭）

7 【基本指標】

8 3-1 活力ある林業生産の推進

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
林業従事者の平均給与	3,400 千円	4,600 千円

10 ※ R12目標は、令和5年分民間給与実態統計調査における給与所得者の平均給与の額。

11 3-2 県産材の加工・流通体制の整備、あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
びわ湖材製品出荷量※（原木換算）	64,750 m ³	115,000 m ³

13 ※ びわ湖材製品（製材品、合板等）の出荷量。

14 3-3 あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
しが木育に親しむ人の数（累計）	2,226 人	200,000 人

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率※	80%	100%

17 ※ 県が新たに建築もしくは改修する際に、内装および外装にびわ湖材を使用した公共建築物を対象とする。法令上、
18 木材利用ができない建築物や小規模な改修は除く。

1

2 3-4 人口減少社会を見据えた I C T 等を活用した林業・木材産業の競争力強化

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
林業産出額	10.8 億円	13.8 億円

3

4

1 4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

2 (1) 林業の担い手の確保・育成

3 ア 若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保 県産材利用促進条例第18条第1項、第2項関連

- 4 ① 林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングや積極的な情報発信などにより、新規就業の
5 促進（特に若者、女性、シニア、外国人）を図ります。
- 6 ② 緑の雇用事業等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進し、雇用の定着を促進しま
7 す。

8 イ 森林・林業に関わる総合的な人材の育成 県産材利用促進条例第18条第1項、第2項関連

- 9 ① 「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取
10 り組みます。
- 11 ② 「滋賀もりづくりアカデミー」において、集約化や境界明確化に重要な役割を果たす森林施業プラ
12 ンナーや木材の有利販売を担う森林経営プランナーの能力向上に取り組みます。
- 13 ③ 森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政における市町の役割が高まっていることから、「滋
14 賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進します。
- 15 ④ 県職員が、日進月歩のＩＣＴ活用等の知識を常にアップデートし、現場で活用できるよう、研修の
16 実施などに取り組みます。
- 17 ⑤ オーストリア等先進地の林業を学び、交流を深めることで、本県の実情に合うものを取り入れ、本
18 県林業の向上を目指します。

19 ウ 森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上 県産材利用促進条例第18条第1項関連

- 20 ① 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、広域合併を契機とし
21 て、経営改善による運営基盤を確立させることとします。また組織体制の充実と人材の育成を図り
22 ます。
- 23 ② 森林経営管理制度に対応した意欲と能力のある林業経営者を育成・確保するため、経営支援や機械
24 化の促進などの生産基盤の充実を図ります。
- 25 ③ 成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、架線技術者や素材生産の担い手となる技術者を
26 育成します。
- 27 ④ ＩＣＴを活用できる現場技術者の育成を支援します。
- 28 ⑤ 林業従事者のやりがいや満足度の向上に向けた取組を支援します。
- 29 ⑥ 森林・林業に関する専門的な知識や技術を有する林業普及指導員ならびに森林総合監理士が、長期
30 的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町や森林組合等への技術
31 的支援を的確に実施します。
- 32 ⑦ 機械化やＩＣＴ化による労働強度の軽減も含め、女性をはじめとする多様な人材が働きやすい職場
33 環境に向けて取組を進めます。また、森林組合理事など経営層への女性参画に向けて取組を進めま
34 す。
- 35 ⑧ 林業事業体の労働安全衛生等雇用環境について改善指導することなどを通じて、働き続けたいと思
36 える職場づくりを支援します。

1
2 (2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

3 ア 森林を通じた学びの提供 **県産材利用促進条例第19条関連**

4 ① 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな
5 世代の県民を対象に、森林環境学習を進めます。

6 ② 幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体や「やまのこ」をは
7 じめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成し
8 ます。

9
10 ③ 滋賀もりづくりアカデミー等で培ったノウハウを活かし、グリーン・リスキリング²¹に取り組む企
11 業等を支援します。

12 ④ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、子
13 どもをはじめとした様々な世代を対象に段階的に木育を推進します（再掲）。

14 ⑤ 観光・教育分野等の多様な主体との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を
15 推進します。（再掲）

16 ⑥ 企業研修への活用等、幅広い世代へ「やまのこ」プログラムの提供を推進します。

17 ⑦ 令和7年（2025年）4月に開設された伊香高校「森の探究科」との連携や、出前授業などによる
18 高校生への森林環境学習の実施を推進します。

19
20 イ 森林所有者の理解、意欲の高揚 **県産材利用促進条例第19条関連**

21 ① 森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発すると
22 ともに森林整備情報や技術情報の提供を推進します。

23 ② 雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業に関心を持つ県民を増やすとともに、新たに林
24 業への参入や農山村における起業などに意欲ある人々の、多様な働き方への支援に努めます。

25
26 【基本指標】

27 4-1 林業の担い手の確保・育成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	66名

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
林業従事者数	243人	250人

²¹化石燃料に依存した経済から、環境にやさしい脱炭素社会への移行を促進するために必要となるグリーン・スキルを身につけること。例えば、環境分野でのリスキリングに、森林をフィールドとして活用することや、講師を派遣することなどを想定しています。

1

指標	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
森林経営プランナー数（累計）	1人	7人

2

3

4-2 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
自然を活用した幼児教育・保育に取り組む 団体数※	5団体	50団体

4

※ 幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設を運営している団体、認可外保育施設など継続的に保育等を行っている団体）

5

1 第7 重点プロジェクト

2 滋賀県基本構想実施計画（第2期）（令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度））を踏まえ、
3 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の後期5年間（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030
4 年度））において、重点的に進める施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ること
5 とします。

6

7 【重点プロジェクトの目指す方向】

- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13 森林資源を持続的に循環利用できるよう林木の若返りを進め、人にも優しい健康な森林を作ること
14 で、二酸化炭素吸収源としての役割を果たします。
 - 15 災害に強い森林づくりを進めることで、安心して暮らせる農山村の生活環境の保全を進めます。
 - 16 森・川・里・湖のつながりを活かして、都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」を進め、多様な県産材
17 利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指します。

18

19

20

21

22

23

24

25

26

1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

（1）プロジェクトのねらい

- 立地条件の把握等に基づく生産適地の判断
- 原木の安定供給や、伐採跡地への植栽等による確実な森林の更新
- 少花粉スギ・ヒノキや広葉樹等の植栽による花粉発生源対策
- 伐採・造林一貫作業システム、低密度植栽など、「新しい林業」に資するコストを抑えた再造林技術の普及
- 若く生長旺盛な森林を育てていくことによる、森林吸収源対策などの多面的機能の発揮
- 県内産種苗の安定供給、種苗生産事業者の振興
- 本県森林の実情に応じた植栽や保育技術の継承
- 林業生産活動が低迷する中、森林所有者の生産意欲の高揚

39

40

41

42

43

44

45

46

（2）具体的な取組

- ① I C T等を活用した資源情報の把握等により生産適地を選択します。
- ② 市町や関係機関と連携した森林所有者や境界の明確化を推進します。
- ③ 伐採・造林一貫作業や低密度植栽の実践やモニタリングを行います。
- ④ 低コスト再造林技術の普及、事業体の育成を推進します。
- ⑤ 再造林の必要性や支援制度等について、森林所有者に周知します。
- ⑥ 低コストで効果的な獣害防止技術の開発や現場への適用、普及を促進します。
- ⑦ 少花粉スギ等花粉症対策種苗の生産技術に関する研究開発を促進します。

1 【目標値 1】

指標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
年間再造林面積（単年度）	31ha	100ha

2

3 【目標値 2】

指標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	92%	95%

4

5

6 2 災害に強い森林づくりプロジェクト

7 (1) プロジェクトのねらい

- 8 ・ 土石流等のリスクの高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全
9 ・ 県民生活に影響を及ぼす風倒木被害などの減少

10

11 (2) 具体的な取組

- 12 ① 人家や公共施設等の上流などの特にリスクの高い山地災害危険地区の森林について、適切な森林
13 整備や治山対策を推進します。
- 14 ② 伊吹山等、深刻な土砂流出が見られた森林について、県、市町等が適切な役割分担を行い、早期
15 復旧に向けた取組を進めます。
- 16 ③ 土砂流出との関連が指摘されているニホンジカによる植生被害について、捕獲による個体群管理
17 に取り組むとともに、衰退度を調査しモニタリングを行います。
- 18 ④ 道路等のライフライン沿いの森林について、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合
19 等）と連携し、優先的に対策を行う箇所における、モデル的な事業からスタートし、減災に資す
20 る森林整備等に取り組みます。今後、関係機関による連携のもと、全県的な取組となるよう取組
21 を進めます。
- 22 ⑤ 奥地等の条件不利地における被害森林について、県、市町、森林組合等が適切な役割分担を行い、
23 復旧に向けた取組を進めます。
- 24 ⑥ 林野火災を予防するため、入山者に対する火の取扱いについて注意喚起を行います。
- 25 ⑦ 災害に強い森林づくりのため、研究機関等と連携し、現地調査等を行い、現地条件に合わせた効
26 果的な整備方法の確立に向けた取組を進めます。

27

28 【目標値】

指標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	77.3%	90%

3 「やまの健康」推進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- 農山村における森林資源や地域資源を活かした生業や収入源の確保
- 農山村における関係人口・交流人口の増加による活性化と都市部の過密問題等の解決への寄与
- テレワークや二地域居住などのニーズに応じた働く場の提供
- 森林サービス産業や企業等と連携した農山村の活性化

(2) 具体的な取組

- 天然林資源、特用林産物、森林空間などを活かした新商品や、食品健康や観光、教育などの他分野と組み合わせた新たな産業を創出する「6次産業化」の取組を支援します。
- 「FATHER FOREST LIFE～やまで健康になる、やまを健康にする～県民アクションガイド」を活用し、やまの魅力向上を図り、県民をやまに誘う啓発活動を行います。
- 世界農業遺産の認定や世界湖沼の日の制定を契機とした森林に関する普及啓発や、地域の魅力向上の取組を推進します。
- 企業や団体が森林と関わる新たな仕組みづくりを行うなど、企業ニーズと農山村の地域資源のマッチングを推進します。

【目標値】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数（累計）	30 団体	40 団体

4 建築物木造化プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- 県や市町の公共施設の建築を担当する部局との連携促進
- 県産材を取り巻く環境や実情に対応した加工・流通体制の構築
- 需要に的確に対応する製品や原木の供給による県産材の市場からの信頼性の向上
- 非住宅木造建築に従事する設計士や工務店等との連携促進
- 木のよさの見える化を図ること

(2) 具体的な取組

- 公共施設の発注を行う県や市町の建築関連部局に対し、木材の調達や木造施設の設計等に関する情報提供を行うなど、一層の連携を図ることにより、公共建築物の木造化および木質化を促進します。
- 県内および近接する県外において加工や流通の強みを持つ製材工場が連携協力し、非住宅木造建築への県産材利用について、地域のニーズに応える体制の構築を支援します。
- 非住宅木造建築の計画設計や建築工事に従事する設計士、工務店等に対し、木造建築や内装等の木質化に関わる研修や情報交換等を行います。

1 ④ 令和7年(2025年)に本県で開催された第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大
2 会を契機に、公共施設等への県産材利用を推進します。

3

4 【目標値】

5 建築物の木造化・木質化へのアドバイスの取組に関する指標

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
県産材を活用する建築設計に関する支援を行った建築物数（累計）	27件	74件

6 ※R元年度からの累計

7

8

9 5 木育活動促進プロジェクト

10 (1) プロジェクトのねらい

- 11 · 県内全域での木育の推進
12 · 県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に触れ親しむ環境の提供

13 (2) 具体的な施策

- 14 ① 市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
15 ② PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
16 ③ 木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
17 ④ 県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用す
18 る主体との連携を図ります。
19 ⑤ 木育拠点施設を核とし、拠点施設を活用した発信を行うとともに、拠点施設以外で行われるイベン
20 ト等の取組についても推進します。

21 【目標値】

指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数（単年度）	8回	20回

24 ※しがモックでは定例的にイベントを行うため、ここではカウントしない。

25

26

27 6 林業人材育成プロジェクト

28 (1) プロジェクトのねらい

- 29 · 安全かつ効率的な森林作業が実践できる人材の育成
30 · 森林作業におけるICT等を活用した最新技術の導入
31 · 林業生産活動における労働生産性、収益性の向上

- 1 ・ 森林作業に携わる人材の定着率の向上
2 ・ 農山村において、森林や地域資源を活かし暮らしを営む意欲のある人材の育成
3

4 (2) 具体的な施策

- 5 ① 「滋賀もりづくりアカデミー」において、林業就業者に対し、安全かつ専門性の高い技術の習得を
6 促進します。

7 【習得を目指す技術の事例】

- 8 ・ I C T を活用した情報の把握や安全に配慮した林業機械の操作技術
9 ・ 製材需要に的確に対応した木材の供給など、取引ニーズの把握手法
10 ・ 森林や地域資源を総合的に活用した、農山村での暮らしを営むノウハウ

- 11 ② 林業事業体への定期的な訪問等により、雇用環境の改善や労働安全衛生について指導助言します。
12 ③ 伊香高校「森の探究科」などと連携し、高校生に対し森林・林業分野で働くことへの興味・関心を
13 高めます。

14 【目標値 1】

指標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数（延べ人数、単年度）	125 人	150 人

15 【目標値 2】

指標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
労働安全衛生に係る巡回指導数（単年度）	7 事業場	16 事業場

1 第8 指標と主なSDGs ターゲットとの関連

2 それぞれの施策において掲げる指標と、SDGsのターゲットとの関係について、以下のとおりとし
3 ます。

4

5 1 基本施策

施策番号	指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)	関連する主なSDGs ターゲット
施策1	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%	
	合成公図作成面積	11,259ha	42,000ha	
	下層植生衰退度3以上 の森林の割合	19%	10%	
施策2	森林づくりに関する講座等への参加者数（累計）	66人	1,400人	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11企業等 (R4)	30企業等	
施策3	県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	びわ湖材製品出荷量 (原木換算)	64,750 m ³	115,000 m ³	
	林業産出額	10.8億円	13.8億円	
	林業従事者の平均給与	3,400千円 (R3)	4,600千円	
	県の整備する公共施設 のびわ湖材による内装等木質化率	80% (R3)	100%	
	しが木育に親しむ人の数（累計）	2,226人 (R3)	200,000人	

施策4	滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	66名	<p>4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p>
	林業従事者数	243人 (R3)	250人	
	森林経営プランナー数	1人 (R4)	7人	
	自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数	5団体	50団体	

1

2

1 2 重点プロジェクト

施策番号	指標	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	関連する主なSDGsターゲット
1 (1)	年間再造林面積（単年度）	31ha	100ha	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
1 (2)	スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	92%	95%	
2	土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策実施率	75%	90%	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
3	地域資源の活用など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数（累計）	30団体	40団体	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
4	県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数（累計）	27件	74件	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
5	市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数（単年度）	8回	20回	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。
6 (1)	滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業員数（延べ人数、単年度）	125人	150人	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
6 (2)	労働安全衛生に係る巡回指導数（単年度）	7事業場	16事業場	

2

3

1 第9 推進体制

2 1 財源の確保

3 琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税をはじめ、国庫支出金や一般財源等を活用し、着実
4 な森林づくりに向けた事業に充てることとします。

5 琵琶湖森林づくり県民税については、平成18年度より、納税義務者1人あたり年額800円（法人
6 は、資本等の金額により年額2,200円から88,000円まで）を徴収し、「環境重視」と「県民協働」の
7 視点に立った新たな施策に活用しています。

8 この仕組みについては、5年を目途に見直すこととされていることから、見直しの検討時において
9 は評価、使途、課税方式および税率等について滋賀県税制審議会に諮問し、いただいた答申を踏まえ
10 て、必要な見直しを行います。

11 また、一定の追加的な税負担をお願いしていることからも、県民が琵琶湖森林づくり県民税の評価
12 を行えるよう、琵琶湖森林づくり県民税事業の取組や成果に対する認知度を高めるための取組を進め
13 ます。

15 2 進行管理と点検評価

- 16 本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「P D C A型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)
17 －評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行います。
- 18 年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価します。
- 19 それらの結果を本計画等の改善に反映します。
- 20 評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施します。

22 3 実施状況の公表

23 県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表します。

25 4 関係者との連携・協力

26 県は、森林、林業、木材産業関係者をはじめ幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことにより、
27 本計画の推進を図ることとします。各関係者には、以下の役割を担いながら、取組を推進することが
28 期待されます。

29 森林づくりに関する様々な課題、特に放置森林対策に向けた森林情報の把握や境界明確化といった
30 課題に対しては、市町や森林組合が構成員となる森林整備協議会を通じ、連携や合意形成を図り、協
31 力して取り組むこととします。

33 (1) 市町

- 34 森林経営管理制度を推進する主体であり、地域の合意形成、市町自らが行う森林経営管理等に取り
35 組むことが必要です。
- 36 市町村森林整備計画や林地台帳の作成主体であり、森林経営計画の認定を行う主体として、森林所
37 有者や森林組合等に対し、積極的な指導・助言を行うことが求められます。
- 38 公共建築物の発注者として、地元の木材業者や製材業者等から県産材を調達するなど、地域経済の

1 活性化に重要な役割を担っています。

- 2 ・公有林の経営にあたって、地域の林業や木材産業を牽引する中心的な役割が期待されます。

3

4 (2) 森林所有者

- 5 ・自らが責任をもって適切な森林管理を行うことが求められます。
- 6 ・自力で森林管理を続けることが困難な場合は、森林経営管理制度も活用しつつ、市町や森林組合に
- 7 経営を委託し、長期的な森林管理を行うことが必要です。
- 8 ・**自らの森林が所有者不明森林とならないよう、相続等に備えておくことが求められます。**
- 9 ・県民の主体的な参画による森林の利用や保全管理が進むよう、地域ぐるみによる活動場所の提供や
- 10 参加等に協力することが求められます。

11

12 (3) 関係業界・団体

- 13 ・林業・木材産業の関係者は、森林組合等の林業事業体をはじめ、種苗生産、製材加工、流通、建築
- 14 など多岐にわたっており、業界関係者が連携して県産材の安定供給体制の構築を図ることなど、そ
- 15 れぞれの取引を担う各分野で、役割を担っています。
- 16 ・新たな雇用を確保し、後継者を育成することが求められます。

17

18 (4) 県民・NPO・企業等

- 19 ・ボランティア活動等を通じた直接的な森林づくり活動や消費者として県産材を利用することなどの
- 20 役割を担っています。
- 21 ・企業においては、事業活動に県産材を活用するとともに、森林づくりパートナーとして積極的に参
- 22 画する、また、森林管理により創出された二酸化炭素吸収量のクレジットを自社で発生した二酸化
- 23 炭素の量と相殺する「カーボン・オフセット」の取組などを通じて、地域の森林づくりに貢献する
- 24 ことが求められます。

25

26 (5) 大学、研究機関

- 27 ・研究成果等を県民等に提供し、県民や行政と連携した適切な森林の保全や利用を促進する役割等が
- 28 期待されます。

1 《参考資料》

2 滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿

3 [滋賀県森林審議会における審議]

- 令和元年 7月 2日 滋賀県の森林・林業を取り巻く新たな課題について
琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の成果と課題について
- 令和元年 9月 11日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）策定の諮問、方向性の検討
- 令和元年 10月 21日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子案の検討
- 令和元年 12月 18日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案の検討
- 令和2年 2月 19日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案（修正）の検討
- 令和2年 5月 18日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申案の検討（書面開催）
- 令和2年 6月 30日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申

4 ※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

5 滋賀県森林審議会委員名簿（50音順） 任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

氏名	現職名・所属等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
伊藤 利恵（いとう りえ）	公募
岩永 裕貴（いわなが ひろき）	滋賀県林業協会 理事 甲賀市長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
金子 晃（かねこ あきら）	公募
北村 美代子（きたむら みよこ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
栗山 浩一（くりやま こういち）	国立大学法人京都大学 教授
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鶴鶴 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 C S R推進室長
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
長島 啓子（ながしま けいこ）	京都府公立大学法人京都府立大学 准教授
山崎 準（やまさき ひとし）	滋賀森林管理署長
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

1 諒問

2 滋 森 政 第 8 4 2 号
3 令和元年(2019年)9月11日

4 滋賀県森林審議会

5 会長 栗山 浩一 様

7 滋賀県知事 三日月 大造

9 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について（諒問）

11 このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例（平成16年3月29日滋
12 賀県条例第2号）第9条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諒問します。

14 (別紙)

15 先に諒問した条例の改正を踏まえ、改正条例に即した基本計画を策定する必要があります。

16 また、現基本計画は、令和2年度に計画期間の終期を迎えることから、これまでの成果や課題を踏
17 まえ、新たな基本計画（第2期）を策定することとし、引き続き、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づ
18 くりに取り組みたいと考えています。

19 第2期基本計画では、森林の将来の姿としてのビジョンを示し、目指す姿やその実現のために必要な
20 施策を盛り込むこととし、加えて、人工林資源の高齢化の進行や、頻発する気象災害による風倒木被害
21 等の増加、農山村の活性化など、新たに顕在化する課題に積極的に対応していく必要があります。

22 こうしたことから、条例第9条第4項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策
23 定」について、専門的な審議をしていただきたく諒問します。

26 答申

27 滋 森 審 第 8 号
28 令和2年(2020年)6月30日

29 滋賀県知事 三日月 大造 様

31 滋賀県森林審議会
32 会長 栗山 浩一

34 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について（答申）

36 令和元年（2019年）9月11日付け滋森政第842号で貴職から諒問のあった「琵琶湖森林づくり基
37 本計画（第2期）の策定」について、別添のとおり答申します。

1

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿（改定時）

3 [滋賀県森林審議会における審議]

- 令和4年12月16日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて諮問
 令和5年2月7日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しの方向性の検討
 令和5年4月21日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直し骨子案の検討
 令和5年5月23日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直し素案の検討
 令和5年7月21日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しの答申

4 ※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

5 滋賀県森林審議会委員名簿（50音順） 任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

氏名	現職名・所属等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
元山 英樹（もとやま ひでき）	滋賀森林管理署長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
久保 久良（くぼ ひさよし）	滋賀県林業協会 会長 多賀町長
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鶴鶴 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 サステナビリティ推進室長
坂田 徳一（さかた とくいち）	公募
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
中谷 加奈（なかたに かな）	国立大学法人京都大学 助教
土田 秀美（つちだ ひでみ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
長谷川 尚史（はせがわ ひさし）	国立大学法人京都大学 准教授
松居 琴子（まつい ことこ）	公募
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

6

7

1 諒問

2 滋 森 政 第 8 6 9 号
3 令和 4 年 (2022 年) 12 月 14 日

4 滋賀県森林審議会

5 会長 長谷川 尚史 様

7 滋賀県知事 三日月 大造

9 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて（諒問）

11 このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年条例第 2
12 号）条例第 9 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり諒問します。

15 答申

16 滋 森 審 第 1 1 号
17 令和 5 年 (2023 年) 7 月 21 日

18 滋賀県知事 三日月 大造 様

20 滋賀県森林審議会
21 会長 長谷川 尚史

23 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて（答申）

25 令和 4 年 12 月 16 日付け滋森政第 869 号で貴職から諒問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画（第 2
26 期）の見直し」について、別添のとおり答申します。

1
2 琵琶湖森林づくり条例

3 平成16年3月29日

4 滋賀県条例第2号

5 改正 平成16年10月25日条例第38号

6 平成27年3月23日条例第28号

7 令和2年12月28日条例第60号

8 琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

9
10 琵琶湖森林づくり条例

11 滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

12 これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

13 そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

14 まさに、滋賀の森林は、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

15 我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

16 今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

32
33 (目的)

34 第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

1 (定義)

2 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
3 る。

4 (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。

5 (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の
6 防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

7 (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

8 (基本理念)

9 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特
10 性に応じて推進されなければならない。

11 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の
12 主体的な参画により推進されなければならない。

13 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により
14 推進されなければならない。

15 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重
16 要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

17 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環
18 境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確
19 保することにより、推進されなければならない。

20 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重
21 要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林
22 づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

23 (県の責務)

24 第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっと
25 り、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

26 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。

27 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠
28 くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流
29 域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

30 (森林所有者の責務)

31 第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保さ
32 れることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

33 2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

34 (森林組合の責務)

35 第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づ
36 くりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関

1 する施策に協力するよう努めなければならない。

2 (県民の責務)

3 第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づ
4 くりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよ
5 う努めなければならない。

6 (事業者の責務)

7 第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保
8 に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

9 (基本計画)

10 第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下
11 「基本計画」という。）を策定するものとする。

12 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事
13 項を定めるものとする。

14 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映すること
15 ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

16 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聞くものとす
17 る。

18 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

19 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

20 (環境に配慮した森林施業等の推進)

21 第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏
22 まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を
23 計画的に推進するため、次項から第7項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

24 2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的か
25 つ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

26 3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適
27 時に、かつ、適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ず
28 るものとする。

29 4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木に
30 よる被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

31 5 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その
32 境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

33 6 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森
34 林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措
35 置を講ずるものとする。

36 7 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさ

1 と滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要
2 な措置を講ずるものとする。

3 (樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

4 第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であ
5 り、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例
6 （昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要
7 な措置を講ずるものとする。

8 (水源のかん養機能の維持および増進)

9 第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠く
10 ことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために
11 必要な措置を講ずるものとする。

12 (県民の主体的な参画の促進等)

13 第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力
14 を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能につ
15 いてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づ
16 くりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

17 (里山の保全の推進)

18 第14条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、また
19 はかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進すること
20 により里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする
21 県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

22 (流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

23 第15条 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林
24 所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めるものとする。

25 (びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

26 第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、
27 森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖
28 水源のもりづくり月間を設ける。

29 2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

30 3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施す
31 るよう努めるものとする。

32 (農山村の活性化)

33 第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、
34 地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 (県産材の利用の促進)

2 第18条 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

13 (森林資源の有効な利用の促進)

14 第19条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

16 (森林所有者の意欲の高揚等)

17 第20条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

19 2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

20 (森林組合の活性化)

21 第21条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

24 (森林環境学習の促進)

25 第22条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

28 (財政上の措置)

29 第23条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

31 (森林づくりの状況等の公表)

32 第24条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

34 (規則への委任)

35 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1
2 付 則
3 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
4 付 則（平成16年条例第38号抄）
5 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
6 （平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行）
7 付 則（平成27年条例第28号）
8 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
9 付 則（令和2年条例第60号）
10 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
11
12

1 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例

2

3 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例をここに公布する。

4 令和5年3月22日

5

6 滋賀県知事 三日月大造

7

8

9 私たち滋賀県民は、古くから琵琶湖とともに、その水源となる森林からの恵みを享受し、豊かな生活を
10 営み、木材を利用する文化を育んできた。森林から得られる木材は、様々な工夫を凝らして建築物、日用品などの用途に応じた利用が行われてきた。

11

12 特に、古来の近江国は比叡山延暦寺をはじめとする自国の建築物だけでなく、京都や奈良などの都に近
13 い立地を生かして近江国以外の宮殿や寺院の造営および維持のための木材の供給地にもなっていた。

14 しかしながら、近年、県産材を取り巻く環境は、外国産木材および鉄やプラスチック製品などの木材の
15 代替品との競合により、非常に厳しいものとなっている。また、都市部への人口の流出により、農山村に
16 おける人口の減少および高齢化が進展し、森林の管理やその基盤となる集落の維持が大きな課題となっ
17 ている。

18 滋賀の森林は、琵琶湖の水源の涵養、地球温暖化の防止その他の多面的機能を有しており、健全で緑豊
19 かな森林を未来に引き継ぐことは現代に生きる我々の責務である。

20 このため、素材としての木の良さを見直すとともに、戦後に植栽され本格的な利用期を迎える人工
21 林の伐採、県産材の供給体制の整備を図ることにより、県と民間が一体となって県産材の利用を促進する
22 ことが急務となっている。また、林業および木材産業と他の産業との連携を図り、森林資源の価値の向上
23 を図ることにより、森林所有者の森林の管理に対する意識を高めるとともに、農山村の活性化を図り、農
24 山村における人口の減少に少しでも歯止めをかけることも必要である。

25 このような中、令和4年6月に本県で第72回全国植樹祭が開催され、木材を利用してきた滋賀の文化
26 を再認識し、木材の利用に対する気運が高まっている。

27 ここに、私たちは、琵琶湖森林づくり条例および滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条
28 例と相まって、県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林
29 を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例を制定する。

30

31 (目的)

32 第1条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにする
33 とともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策
34 を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業およ
35 び木材産業の持続的な発展を図るとともに、木材の利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

36

37 (定義)

38 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 2 (2) 森林の多面的機能 琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第2条第2号に規定す
3 る森林の多面的機能をいう。
- 4 (3) 森林所有者 琵琶湖森林づくり条例第2条第3号に規定する森林所有者をいう。
- 5 (4) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う事業者をいう。
- 6 (5) 木材産業事業者 木材の加工または流通に関する事業を行う事業者をいう。
- 7 (6) 関係事業者 林業事業者および木材産業事業者以外の事業者であって、木材の利用に関する事業を
8 行うものをいう。

9

10 (基本理念)

11 第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 12 (1) 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得
13 の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」
14 という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。
- 15 (2) 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育
16 および伐採、木材の加工および利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持
17 続的に行われるよう配慮すること。
- 18 (3) 前号の循環が森林の有する水源の涵養機能を維持し、および増進するとともに、森林の有する二
19 酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の
20 利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。
- 21 (4) 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っ
22 ていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。
- 23 (5) 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されるこ
24 と。
- 25 (6) 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

26

27 (県の責務)

28 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に關
29 する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

30 2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、森林所有者等、
31 関係事業者との連携に努めるとともに、市町、森林所有者等、関係事業者、県民に対し必要な情報の提
32 供、助言および支援を行うものとする。

33

34 (森林所有者の役割)

35 第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力する
36 よう努めるとともに、県産材の利用の促進に関する取組を主体的に行うよう努めるものとする。

1
2 (林業事業者の責務)

3 第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力する
4 とともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、県産材を安定的に供給しなければならな
5 い。

6
7 (木材産業事業者の責務)

8 第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力
9 するとともに、県産材の供給の重要な担い手として、県産材を安定的に供給するとともに、県産材の利
10 用を促進しなければならない。

11
12 (関係事業者の役割)

13 第8条 関係事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力する
14 よう努めるとともに、その事業活動において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

15
16 (県民の役割)

17 第9条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努
18 めるとともに、日常生活において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

19
20 (基本計画)

21 第10条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計
22 画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

23 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

24 (1) 県産材の利用の促進に関する施策の基本的な考え方

25 (2) 県産材の利用の促進に関する具体的な施策

26 (3) 県産材の利用の促進に関する目標

27 (4) 前3号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な
28 事項

29 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、森林所有者等および県民の意見を反映すること
30 ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

31 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

32 5 前2項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

33
34 (県産材の安定供給の促進)

35 第11条 県は、県産材の安定供給の促進を図るため、伐採および伐採後の造林の計画的な実施の支援、性
36 能が優れている林業機械の導入の促進、森林の施業の集約化の促進その他の必要な施策を講ずるもの
37 とする。

1 (県産材の加工および流通の体制の整備)

2 第12条 県は、県産材の加工および流通の体制の整備を図るため、必要な施設の整備、木材の加工に係
3 る生産性および木材の品質の向上のための取組への支援、木材の流通の円滑化のための環境の整備そ
4 の他の必要な施策を講ずるものとする。

5 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、温室効果ガス（滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進
6 に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の
7 量の削減について適切な配慮をするものとする。

8 (県の県産材の利用)

9 第13条 県は、公共建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進
10 に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する公共建築物をいう。以下この項に
11 おいて同じ。）の整備に当たっては、県産材を利用するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年
12 法律第201号）その他の法令の規定により木材を利用して公共建築物を整備することが困難である
13 と認められる場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

14 2 前項に定めるもののほか、県は、県産材の利用を促進するため、自ら率先して県産材の利用に努める
15 ものとする。

16 (建築物における県産材の利用の促進)

17 第14条 県は、建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条および第18条第
18 2項において同じ。）における県産材の利用を促進するため、木造の建築物の設計および施工に係る先
19 進的な技術の普及の促進、建築物の新築または増築、改築、修繕もしくは模様替における県産材の利
20 用に対する支援、市場に関する調査研究および情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

21 (木質バイオマスの有効利用)

22 第15条 県は、県内の木の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス（脱炭素社会の実現
23 に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第23条に規定する木質バイオ
24 マスをいう。以下この条において同じ。）を有効に利用するため、農業、観光業その他の産業における
25 木質バイオマスのエネルギー源としての利用の促進、技術等の研究および開発の推進その他の必要な
26 施策を講ずるものとする。

27 (森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援)

28 第16条 県は、県産材または森林資源を利用した新たな事業の創出等によりこれらの価値を高め、また
29 はこれらの新たな価値を生み出すことが森林所有者等の所得の確保を通じて持続的な森林の施業を
30 可能とすることに鑑み、森林所有者等が必要に応じて森林所有者等以外の者の協力を得て主体的に行
31 う県産材または森林資源を利用した事業の多角化および高度化その他の取組への支援、これらの者の
32 交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

33 (新製品等の研究開発の促進)

1 第 17 条 県は、県産材に係る新製品および新技術の研究および開発の促進を図るため、森林所有者等、
2 国、県および市町の関係機関ならびに大学その他の研究機関の連携の推進その他の必要な施策を講ず
3 るものとする。

4

5 (人材の確保および育成)

6 第 18 条 県は、林業または木材産業を担うべき人材の確保および育成を図るため、新たに林業または木
7 材産業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助、新たに林業または木材産業に就業
8 した者の就業の継続のための支援、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

9 2 県は、木造の建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する者、木材を利用する文化の継
10 承を推進する者その他の県産材の利用の促進に寄与する人材の確保および育成を図るため、技術の普
11 及指導、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

12

13 (県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成)

14 第 19 条 県は、県産材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めるとともに、県産材の利用に主体
15 的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、木材を利用する文化を伝承する活動に対する
16 支援、県産材および県産材を利用した木製品との触れ合いの場および機会の提供、広報活動の充実、
17 県産材の利用に関する情報および意見を交換する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとす
18 る。

19

20 (財政上の措置)

21 第 20 条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努
22 めるものとする。

23

24 付 則

25 この条例は、公布の日から施行する。

26

27

28

【あ】 行	
I C T	Information and Communication Technology の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。林業分野では、航空レーザ計測による詳細な森林情報（立木、地形情報）の把握、クラウドによる資源、生産及び需要情報の共有など、 I C Tを活用したスマート林業の取組が実践されている。
【か】 行	
カーボン・オフセット	日常生活や企業等の活動で発生する CO ₂ (=カーボン) を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所での削減分で埋め合わせ（オフセット）する取組。国が温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして認証する制度として、「J-クレジット制度」がある。
架線集材	森林の空中にワイヤーロープを張り巡らし、伐採した材木を林道端などに運搬、収集する手法。
下層植生	森林において、上木に対する下木（低木）および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。
間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
合成公図	法務局に備え付けられている公図を、航空写真や航空レーザ計測結果などをもとに地形、植生に合わせて拡大、縮小、形状変更などを行い再配置したもの。
高性能林業機械	従来のチェンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスター、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
県産材	自県の森林から産出された木材。
航空レーザ計測	航空機に搭載したレーザ測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で計測する方法。森林・林業分野では、森林資源や地形、境界情報などをデジタル化し整備、管理することに用いられている。
【さ】 行	
再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
里山（里山林）	人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻繁に手が入れられるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴い放置され、植生の遷移や竹林の拡大など生態系が変化している。
サプライチェーン	製品の原材料調達から、製造、販売、消費等の一連の流れのこと。供給連鎖ともいう。
山地災害危険地区	山崩れ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れ

	が高い地区について調査し、地形や地質などからその危険度が一定以上と判断された地区。
C L T (直交集成板)	「Cross Laminated Timber」の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。
C材、D材	明確な定義や基準はないが、木造住宅の柱等に利用される通直な原木をA材、集成材やベニヤ等に利用されるやや曲がりのある原木をB材、主にチップに利用される枝条・曲がり材をC材、小径木、根元、梢端部など主にバイオマス利用される端材をD材と言われる。
J A S 製品	日本農林規格等に関する法律（J A S法）に基づく「日本農林規格」（J A S）に適合した製品。木材の品質について、製材、集成材、合板、フローリング、C L T、接着重ね材、接着合せ材等の品目について、規格が定められている。
J-クレジット	温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして、国が認証する制度。農林水産省、経済産業省および環境省が平成25(2013)年から運営している。クレジットを購入する者は、入手したクレジットを地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく報告や、カーボン・オフセット等に利用することができる。
滋賀県森林審議会	森林法に基づいて設置された県の付属機関。森林法その他法令による事項の処理や、森林法の施行に関する重要事項など、本県の森林・林業の重要事項について審議する必要が生じたときに、知事の諮問に応じて開かれる。
資源の循環利用	森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材（リサイクル、多段階利用により繰り返し利用）→大気」という炭素の循環を不斷に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
自伐型林業	森林所有者や地域の住民が、所有（管理）する山林を自ら整備する林業。
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業、一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。
人工林	人工造林（苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法）によって造成された森林。
薪炭林	薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。
森林環境学習「やまのこ」事業	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。
森林環境税、森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）により、「森林環境税」（令和6年から課税）および「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設された。平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みのもとにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止

	を図るための森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から創設されたもの。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。
森林組合	森林所有者の経済的社会的地位の向上ならびに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。
森林組合改革プラン 基本方針	森林組合が地域での森林整備の担い手としての役割を果たしながら、経営を持続的に発展させていくために、平成15年3月に滋賀県森林組合連合会が策定した基本方針。森林組合個々の経営改善に留まらず、県域での組織・事業再編を行うこととされている。
森林クラウド	県・市町・森林組合が持っている森林の情報をクラウド上のサーバーに一元化し、リアルタイムで情報の共有と活用を行うシステム。
森林経営管理制度	「森林経営管理制度」(平成30年法律第35号)に基づき、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と「林業経営者」をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくこと等を内容とする制度。
森林経営計画	森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一體的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業および保護について作成する5年を1期とする計画。
森林経営プランナー	森林施業プランナーと連携し、個々の施業団地に適した作業システムの選択や、個々の作業班は事業者との連携を図り、森林・木材の価値を最大化して循環型林業を行う技術者。
森林作業道	道路幅が2~3m程度で主として林業機械の通行が可能な道。
森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
森林施業	森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせて、目的に応じた森林の取扱いをすること。
森林施業プランナー	複数の所有者の森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する取組(施業の集約化)を推進する際に、施業提案書を作成し、森林所有者に提示して合意形成できる技術者。
森林総合監理士(フォレスター)	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識および技術ならびに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材のこと。林野庁が平成

	26年度から登録・公開を行っている。
森林ボランティア	森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下刈りや間伐などを行うボランティア。
水源林保全巡視員	水源林を永続的に保全していくために、巡視を行うことで防災や獣害をはじめとする様々な森林保全上の問題を一元的に把握する地域の森林に精通した巡視員。
生息環境管理対策	野生獣の餌場、隠れ場所となっている里山林を整備し、緩衝帯を設置するなど野生鳥獣の生息環境を管理して、農林業被害を防止する対策。
生物多様性	いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性（種間の多様性）」「遺伝子の多様性（種内の多様性）」の3つの階層で認識されている。
施業の集約化	林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に施業を行うよりも効率的でコストダウンを図ることが可能。
造林公社	森林所有者が森林整備を自ら行うことが困難な地域等において、収穫時に収益を分け合う分収林方式により整備することを目的として設置された法人で、滋賀県には一般社団法人滋賀県造林公社があり、昭和40年から平成元年までに約2万ヘクタールの森林を整備し、管理している。
【た】行	
地域森林計画	森林法に基づき、「全国森林計画」に即し、都道府県知事が立てる計画。地域の特性を踏まえながら森林の整備および保全の目標ならびに森林の区域（ゾーニング）および伐採等の施業方法の考え方等を提示している。
治山	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。
天然林	自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。
特用林産物	木材を除く森林原野を起源とする生産物の総称。食用のきのこ類、樹実類や山菜類等、漆や木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。
【な】行	
日本農業遺産	日本国内で重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度。平成30年度に滋賀県琵琶湖地域「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が認定されている。
【は】行	
バイオマス	元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は1970年代を機に生態学的な意味合いをこえ、生物起源の物質からなる食料、資材あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。

伐採と造林の一貫作業システム	集材に使用する林业機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して一体的に地拵えや植栽を行う作業システム。伐採・搬出用のグラップル等の機械を用いて地拵えを実施、丸太運搬用のフォワーダ等の機械で苗木を運搬し植栽することで、地拵えと苗木運搬の省力化を図り、作業コストを削減する。
搬出間伐	間伐材を林内から搬出し、利用する間伐。
被害防除対策	苗木保護のための忌避剤散布や植栽地保護のための防護柵の設置などニホンジカ等による森林被害を防ぐために講じる対策。
びわ湖材	合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を加工した製材品等の木材で、「びわ湖材産地証明制度要綱」に基づき認証されたもの。
複層林	数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。
保安林	私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源の涵養・土砂災害の防止・生活環境の保全など特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。
【ま】行	
緑の雇用事業	林业経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する国の事業。
民有林	国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。
木育	子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。
木質バイオマス	樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。
【ら】行	
流域	通例は河川の流れの範囲をいうが、ここでは、森林の諸機能が発揮される場とし、森林の整備・林业生産等を推進する上での合理的な地域の範囲と定義する。
流域治水	国、県、市町、企業、住民等のあらゆる関係者により、流域全体でおこなう治水のこと。
林业遺産	日本各地の林业発展の歴史を、将来にわたって記憶・記録していくための試みとして、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群を対象に、一般社団法人日本森林学会が認定するもの。
林业専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10t 積み程度トラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力の規格・構造を有するものをいう。
林业労働力確保支援センター	「林业労働力の確保の促進に関する法律」に基づき都道県知事が指定する組織。事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化ならびに新たに林业に就業しようとする者の就業の支援等を行っている。
林産物	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのき

	のこ類、樹液採取(うるし)などの特用林産物などがある。
林道	木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。
齢級	森林の林齢を5か年でひとくくりにしたもの。例えば、林齢1～5年生までは1齢級、6～10年までは2齢級となる。
6次産業化	ここでは、1次産業としての林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。
路網整備	森林施業をスムーズに行い、木材の搬出を容易にするために、適切な配置を考えて林道や森林作業道を開設すること。

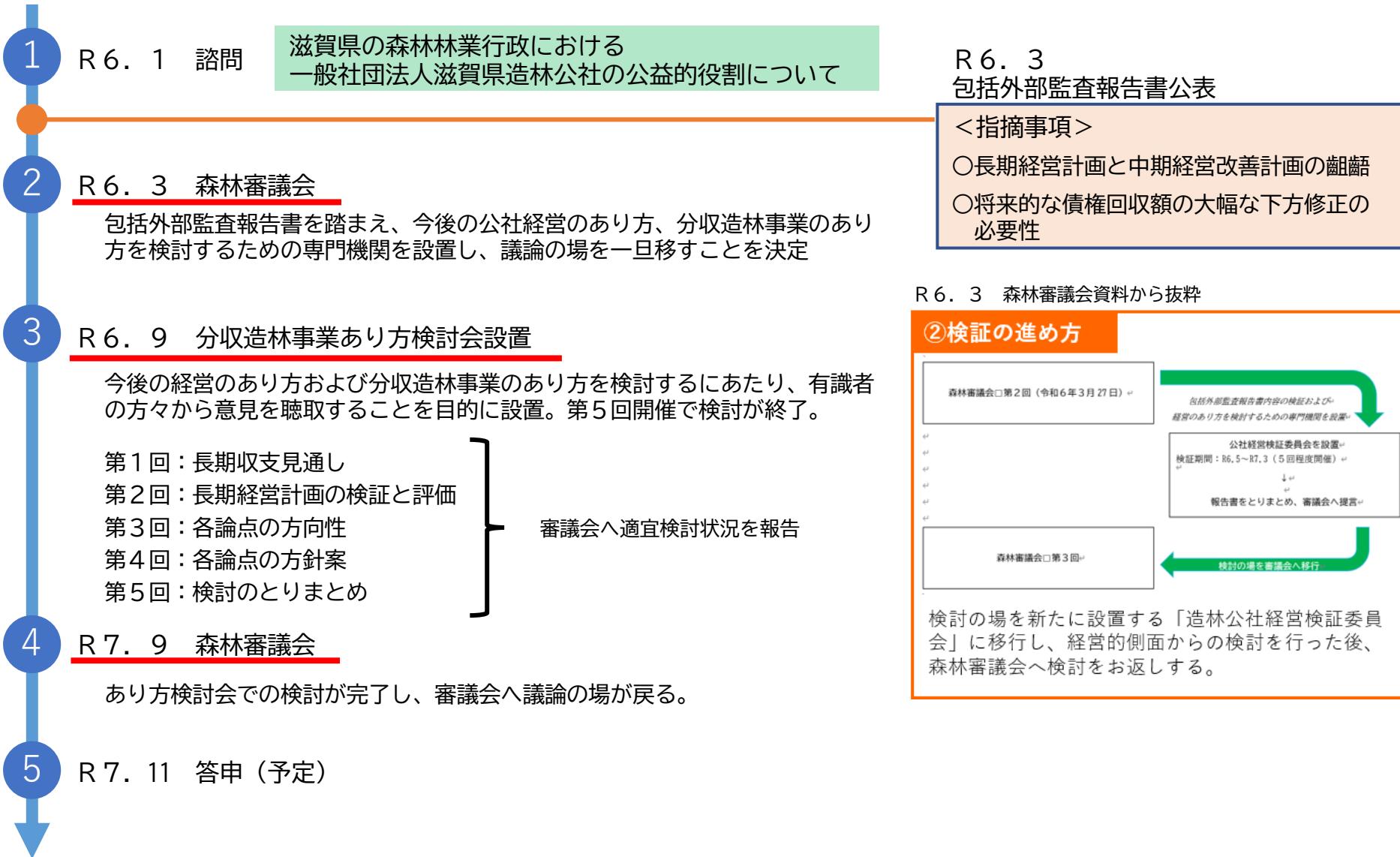
1

2

3

滋賀県分収造林事業あり方検討会の 検討状況について

➤これまでの審議会の経過について



滋賀県分収造林事業あり方検討会の概要

1 設置目的

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

2 委員構成(50音順)

会長(◎)は立花委員

氏名	主な役職	氏名	主な役職
浅見 宣義	長浜市長	立花 敏 ◎	京都大学 大学院教授
泉 桂子	岩手県立大学教授	土井 裕明	弁護士
北 克憲	公認会計士	新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長
久保 久良	多賀町長	家森 茂樹	滋賀県森林組合 組合長

3 検討スケジュール

回次	日程	検討内容	回次	日程	検討内容
第1回	R6.9.13	長期収支見通し	第4回	R7.5.13	あり方の方針(案)
第2回	R6.11.8	長期経営計画の検証と評価	第5回	R7.9.1	検討のとりまとめ
第3回	R7.2.20	検討の方向性			

➤ 答申に向けた審議会での審議について

＜諮問の考え方＞

- 県内の森林では、シカの食害による植生被害、頻発する気象災害による流木・土砂流出被害、森林所有者の高齢化による未整備森林の増加により、森林の多面的機能の喪失が懸念される。
- 特定調停条項に基づく森林の公益的機能の持続的発揮を果たしつつ、滋賀県の森林・林業施策の推進において、琵琶湖の水源林を健全な形で未来に引き継いでいくためには、公社も一定の役割を果たす必要があるのではないか。

＜滋賀県分収造林事業あり方検討会のとりまとめ＞

審議会と事務局で設置を決めた専門的検討機関から検討結果の報告

＜審議会としての論点＞

- あり方検討会のとりまとめ結果に対する評価
 - あり方検討会で議論された各論点のあり方について、森林審議会としてどのように評価するか。さらなる検討の余地や新たな視点があるか。

＜今回の議論を「答申」としてまとめる＞

- 審議会としては、諮問事項の審議にあたり外部検討機関の設置を決定。そのため、あり方検討会での検討内容も審議会の審議の一部とみなされるべきである。
- そのため、あり方検討会のとりまとめ結果に対する評価を、審議会の答申としてまとめる。

滋賀県分収造林事業あり方検討会の とりまとめについて

➤ (論点Ⅰ) 分収造林事業のあり方

第1回～第5回の議論のとりまとめ

- 今後、分収造林事業を継続したとしても、最大約20億円程度の債務弁済しかできない収支見通しが明らかになり、特定調停で定めた伐採収益を原資に188億円の債務を弁済するスキームは破綻している。
- 分収造林事業は超長期にわたる契約に基づく事業であり、変動要素が多く、経営リスクも大きい。
- 変動要素を前向きに捉え事業継続するという選択肢もあるが、包括外部監査からの「楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべき」との指摘を踏まえれば、事業のあり方を見直すことが望ましい。
- これから5～10年程度の期間をかけて、中長期的に分収造林事業を収束させることが望ましい。

包括外部監査指摘事項

指摘事項①

長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとって重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

(包括外部監査報告書抜粋)

※第1回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

指摘事項②

将来的な債権回収額の大幅な下方修正の必要性

上述した問題点を踏まえ、監査人が長期収支見通しを一部修正した（但し、インフレ率、現状回復費用については、一旦考慮外としている）。修正後の債権回収額（令和5年度以降の弁済見通し）は約18億円～31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引（クレジット）の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったボジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

(包括外部監査報告書抜粋)

長期収支見通し

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	
収支差から分収交付金等を控除				
債務弁済見込額 (R6～R51)	16億3,000万円	13億7,000万円	8億4,000万円	174億円
～R5弁済実績		4億5,000万円		14億円
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

公社経営における変動要素や経営リスク

外部環境要因

公益的機能に対する社会的背景や要請が公社の森林整備事業の大きな動機になる一方で、林業採算性が収益の大きな下振れ要因であるとともに、自然条件が経営資源である森林資産の阻害要因になっている。

＜主な要因＞

Opportunity: 機会

- ・【政治】森林經營管理制度、環境譲与税の創設
- ・【社会】地球温暖化を背景に森林への関心の高まり
- ・【経済】木質バイオマスへの関心の高まり
- ・【技術】新技術の活用による省力化、低コスト化

Threat: 脅威

- ・【社会】人口問題（少子高齢化）
- ・【経済】林業採算性の低下（木材価格の低下、事業コストの増大）
- ・【自然】奥地林（条件不利地）の存在
- ・【自然】生育条件による品質低下

※第2回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

➤ (論点2) 公公社林整備のあり方

第1回～第4回の議論の経過

- 分収造林事業収束後の公社林整備について、公社林を採算林と不採算林に区別した上で、採算林は民間事業者主導による林業経営を行う方向性で委員の意見が一致
- 不採算林については、県と市町の連携による管理と県単独での管理で意見が分かれていた

県と市町の連携

- ・今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせないため、最終的に公社を存続するにしても、廃止するにしても、それぞれどのような連携をとれる可能性があるのか、市町にも理解や協力が得られるのか、協議が必要。
- ・不採算林を所有者に返還すれば山が荒れてしまう。それを救う手段として市町が森林環境譲与税を使って公的管理をするかどうか。滋賀県の森林が琵琶湖淀川流域の水源涵養に大きく貢献しているという想いを市町も持っているのか。

県単独での管理

- ・市町の専門性やレベル感で奥地水源林を整備するのは難しい。県が主導で行うべき。
- ・水道事業でも広域化が行われているが、結局、各市町の利害が一致せず、足並みがそろわないケースが散見される。森林については、県単独での管理が望ましいのではないか。
- ・山林や、土地、立木の価格の安さを考えれば、土地所有者との交渉に係るコスト、県土全体から見た森林面積割合の低さを勘案し、県有林化あるいは公社有林化によって公的管理森林を増やしていくという考え方があり得る。

第5回の検討を経た議論のとりまとめ

- 採算林は、民間事業者との連携により林業経営を継続することが望ましい。
- 不採算林の管理を森林経営管理法に基づく市町の責務に委ねるべきではなく、森林所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理への意向に向けあり方を検討していただきたい。その上で、実現可能な範囲内で市町との連携についても検討いただきたい。

➤ (論点3) 債務整理の考え方

第1回～第5回の議論のとりまとめ

- 事業収束にあたり、再度の債務整理が必要不可欠となる。これまでに林業公社を解散してきた他府県では、「第三セクター等改革推進債」を活用し公社の債務整理を行ってきたが、現在は活用できない。
- そのため、残る債務については、債権者が保有する債権の全額を放棄することが望ましい。
- 兵庫県が保有する債権については、過去に行われた債務整理手法との公平性や整合性に配慮しつつ、解決可能なスキームを当事者間の任意協議により、模索していただきたい。

特定調停

- ・普通の特定調停は、借金が188億円あれば各年度にいくら
ずつ返すのかを明らかにするもの。しかし、この特定調停は
普通とは違い、188億円が完済目標ではあるが、各年度の
利益の範囲内で返済する、利益が出なかつたら返済できな
くても仕方がない、という内容で、毎年決まった額を返済する
と約束していない。
- ・滋賀県の債権や兵庫県の債権を誰も債務保証していない
ので、公社に返せないと言われば債権者が泣くほかない。

債務整理

- ・最もイメージに近いのは、第三セクター等改革推進債を使っ
た再度の債務圧縮。
- ・特定調停を成立させた時点で将来を見据えた際に希望的
観測として見込んだ額が188億円であり、その時点での観
測通りにはなっていない。さらに経営環境は悪化していく、
誰がどうやっても188億円に見合う伐採収益を出してくるこ
とは不可能ではないかと考える。
- ・今後の方向性としては、完全に諦めるのか、弁済可能な額まで
債務免除してあげて続けるのかの二択。

➤ (論点4) 公社組織のあり方

第1回～第4回の議論の経過

- 公社は、滋賀県の森林行政の発展に大きな功績を残してきたが、今般、再度の債務問題が顕在化。
- 再度の債務整理を行うにあたり、今後の組織のあり方について、検討会では、解散の方向性で検討を進めてきたが、存続への意見も出ている。

解散

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・今回の造林公社の経営上の問題が発生したのは、公社のアクセルが暴走して県のブレーキが効かなかつたことが要因ではないか。公社の方が意思決定が迅速で柔軟というのは諸刃の剣であり、メリットとデメリットがある。
- ・公社経営を県側でモニタリング、コントロールしきれなかつたことが問題。今後も公社組織を残すとなれば将来にまた同じようなことが起こるリスクを残すことになる。
- ・現状が非常に厳しい状態になっていることを潔く認めて、公社経営は諦めて、その上で、公益的機能を担う組織をきちんと作るという方向性にならざるを得ない。

存続

- ・森林経営管理制度に対する市町の負担がある中で、公社を解散し公社林を所有者にリリースするという考え方が時代の流れに沿っているのか。森林を管理できる公的組織の設置、もしくはそういった役割を公社に与えるかどうかは、今後の重要な視点。
- ・今後の公社の方向性として、収益性のない森林の管理を行う主体となるという方向性はあり得るのではないか。
- ・管理できない、相続できないという事情を抱える土地所有者が非常に多いと思うので、公有林化を進めるための体制を整えていくことが大切。それが県になるのか、公社になるのか、今後、森林審議会で議論されるべき。

第5回の検討を経た議論のとりまとめ

- 現在の公社組織は、経営結果に対する責任を果たすために解散することが望ましいのではないか。
- ただし、今後の公益的機能を担う組織の必要性については、引き続き滋賀県で検討するべきである。